

三重大学における安全保障輸出管理

－ 中小規模大学における 効率的な体制・運用を目指して －

国立大学法人三重大学

学長補佐 (危機管理担当)

研究・社会連携統括本部 准教授

知財ガバナンス部門 部門長

研究インテグリティ部門 副部門長

大学院地域イノベーション学研究科 准教授

安全保障貿易自主管理促進アドバイザー (経済産業省 委託事業)

狩野 幹人

2024年9月24日(火) 13H30M-16H40M

令和6年度 大学等向け安全保障貿易管理説明会 @ WEB

本日本話しする内容

できる限り、担当者（プレイングマネージャーを含む。）の「目線」でお話しします!!

- 三重大学の簡単な紹介
- 三重大学における安全保障輸出管理の体制・運用
- 苦労した（苦労している）点
 - ▶ 「留学生」の種類と受入に係る審査・手続
 - ▶ 「外国人研究者」の受入に係る審査・手続
 - ▶ 「みなし輸出」管理の運用明確化への対応
- 研究セキュリティ・インテグリティの確保に関する取組

本日本話しする内容

三重大大学の簡単な紹介

三重大大学における安全保障輸出管理の体制・運用

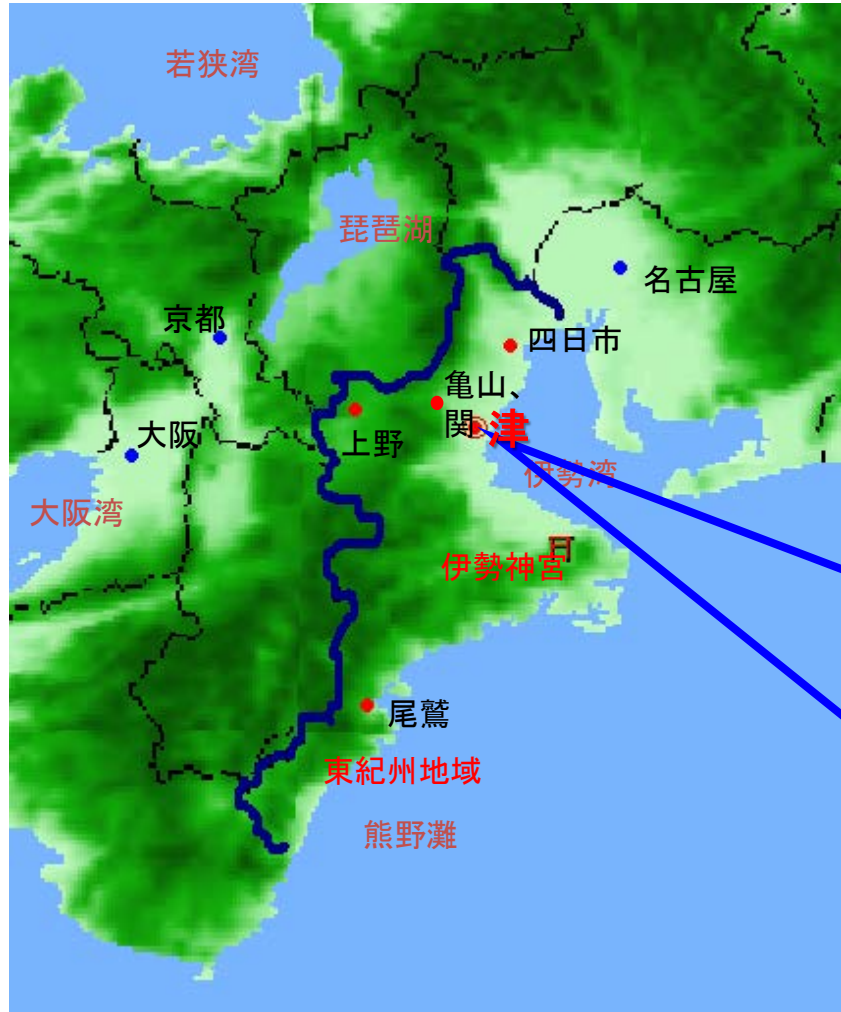
苦労した (苦労している) 点

- ▶ 「留学生」の種類と受入に係る審査・手続
- ▶ 「外国人研究者」の受入に係る審査・手続
- ▶ 「みなし輸出」管理の運用明確化への対応

研究セキュリティ・インテグリティの確保」に関する取組

三重大大学の簡単な紹介

6研究科/5学部が1キャンパスに



- ▶ 県内で唯一の国立大学。
- ▶ 県内で唯一，医学部(附属病院)を有する。
- ▶ 県内でほぼ唯一，理工系学部を有する。
- ▶ さらに，県立大学がない(?)ため県との連携が活発。

伊勢湾に臨む三重大学キャンパス



学部

5 学部 **9** 学科 **1** 課程

- 人文学部 文化学科、法律経済学科
- 教育学部 学校教育教員養成課程
- 医学部 医学科、看護学科
- 工学部 総合工学科
- 生物資源学部 資源循環学科、共生環境学科、生物圏生命化学科、海洋生物資源学科

大学院

6 研究科

- 人文社会科学研究科
- 教育学研究科
- 医学系研究科
- 工学研究科
- 生物資源学研究科
- 地域イノベーション学研究科

教職員数 (令和5年5月1日現在)

2,078 人 役員 9人 | 教員 741人 | 職員 1,328人

学部学生数 (令和5年5月1日現在)

5,884 人

大学院学生数 (令和5年5月1日現在)

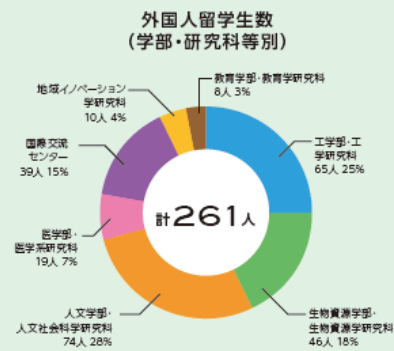
1,217 人

海外留学・派遣学生数 (令和4年度)

13 人

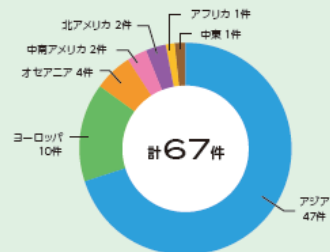
外国人留学生数 (令和5年5月1日現在)

261 人

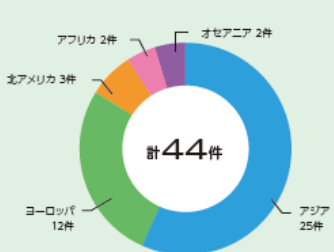


国際交流状況 (令和5年4月1日現在)

海外大学間協定数 (23カ国)



海外大学学部間協定数 (24カ国)



予算規模 (令和5年度)

収入・支出 **51,074** 百万円

民間企業との共同研究等 (令和4年度)

件数 **1,517** 件

金額 **2,151** 百万円

土地・建物面積 (令和5年5月1日現在)

土地面積 **5,509,850** m²
(借受地 93,299m²)

建物面積 **321,757** m²

情報ライブラリーセンター (図書館)

和書 **708,836** 冊 洋書 **228,637** 冊

計 **937,473** 冊 (令和5年4月1日現在)

入館者総数 **119,214** 人 (令和4年度)

医学部附属病院 (令和4年度)

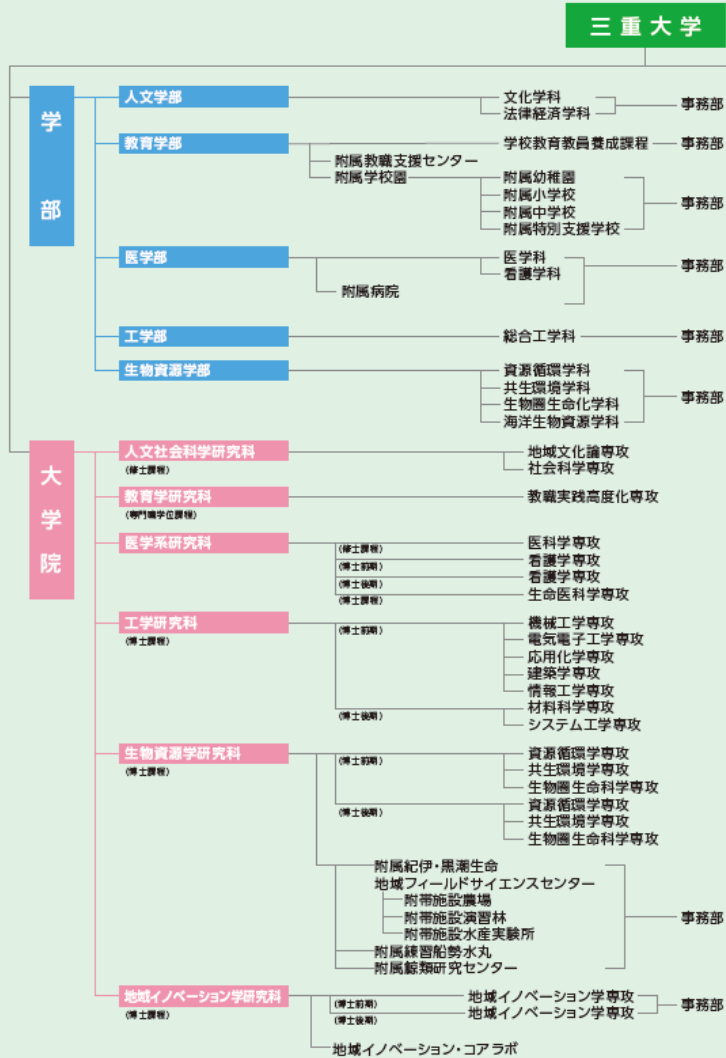
病床数 **685** 床

入院患者延数 **191,084** 人

1日平均入院患者数 **523.5** 人

外来患者延数 **351,947** 人

1日平均外来患者数 **1,448.3** 人



外国人留学生数(学部・研究科等別)

学部・研究科等別内訳 ()内は、女子学生数を内数で示す。

令和5年5月1日現在

学部・研究科等	学部		修士		博士		計
	正規生	非正規生	正規生	非正規生	正規生	非正規生	
人文学部・人文社会科学研究科	12 (3)	41 (25)	10 (1)	11 (8)			74 (37)
教育学部・教育学研究科	0 (0)	7 (7)	1 (1)	0 (0)			8 (8)
医学部・医学系研究科	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	18 (12)	0 (0)	19 (13)
工学部・工学研究科	20 (4)	3 (3)	9 (4)	7 (3)	26 (10)	0 (0)	65 (24)
生物資源学部・生物資源学研究科	2 (1)	0 (0)	21 (7)	1 (0)	22 (8)	0 (0)	46 (16)
地域イノベーション学研究科			4 (3)	1 (1)	5 (3)	0 (0)	10 (7)
国際交流センター		39 (31)		0 (0)		0 (0)	39 (31)
計	34 (8)	90 (66)	45 (16)	21 (13)	71 (33)	0 (0)	261 (136)

国別内訳 ()内は、女子学生数を内数で示す。

令和5年5月1日現在

地域・国名	学部		大学院		国際交流センター		計
	正規生	非正規生	正規生	非正規生	正規生	非正規生	
36ヶ国・地域	261 (136)						
中国	9 (3)	28 (20)	49 (20)	11 (9)	24 (20)		121 (72)
韓国	14 (4)	5 (4)	1 (1)				20 (9)
インドネシア			18 (8)				19 (9)
ベトナム	9 (0)		4 (1)		5 (5)		18 (6)
台湾		1 (0)		1 (1)	4 (2)		9 (4)
マレーシア	1 (0)	1 (1)	6 (5)				8 (6)
タイ		2 (0)	4 (2)		1 (1)		7 (3)
フィリピン			5 (2)				5 (2)
パングラダシュ			3 (1)	1 (0)			4 (1)
ウズベキスタン		2 (1)					2 (1)
カンボジア	1 (1)						1 (1)
ミャンマー			1 (1)				1 (1)
スリランカ			1 (0)				1 (0)
東ティモール			1 (1)				1 (1)
ガーナ			4 (2)				4 (2)
ザンビア			3 (1)				3 (1)
エジプト			3 (2)				3 (2)
アルジェリア			1 (0)				1 (0)
ベトナム共和国			1 (0)				1 (0)
ケニア			1 (0)				1 (0)
モザンビーク			1 (0)				1 (0)
タンザニア			1 (0)				1 (0)
イギリス		1 (0)					1 (0)
スペイン				3 (1)			3 (1)
ドイツ		5 (4)				4 (2)	9 (6)
フランス		2 (2)			4 (1)		6 (3)
オーストリア		1 (1)					1 (1)
トルコ		1 (1)					1 (1)
ブルガリア			1 (0)				1 (0)
ベラルーシ				1 (1)			1 (1)
中東			1 (0)				1 (0)
メキシコ			1 (0)				1 (0)
中南米			1 (1)				1 (1)
パプアニューギニア			1 (1)				1 (1)
オセアニア			1 (0)				1 (0)
バヌアツ			1 (0)				1 (0)
合計	34 (8)	51 (35)	116 (49)	21 (13)	39 (31)	39 (31)	261 (136)
		85 (43)		137 (62)			
				150 (57)			
						111 (79)	

令和4年度国際交流事業一覧(経費助成対象)

部局名	事業名	対象国・地域	申請代表者
全学共通教育センター	英語特別プログラム シェフィールド大学ELTCオンライン研修	連合王国	サコダスキー ジェシー
	英語特別プログラム English Immersion夏期集中講義	連合王国	サコダスキー ジェシー
人文学部	タイフィールドスタディ	タイ	熊野 誠記
教育学部	オークランド大学教育学部との連携による海外教育研修の実施	ニュージーランド	飛尾 浩子
医学系研究科	協定校との国際推薦制度特別奨学生制度	タイ、中国	堀 浩樹
工学研究科	ベトナム・ハノイ工科大学と三重大学工学研究科とのツィニング・プログラムの実施 (継続令和4年度)	ベトナム	池浦 良淳
	7研究領域国際シンポジウムの開催と国際化教育プログラムの推進	ドイツ、インド、タイ、中国、イタリア	池浦 良淳
生物資源学研究科	海外協定校における短期実習の多様化	マレーシア	中野 千晴
地域イノベーション学研究科	第14回地域イノベーション学に関する国際ワークショップの開催と交流事業	タイ、台湾	小林 一成
国際交流センター	三重大学海外フィールドスタディ2022	協定校	松岡知津子
	海外協定校の参加学生によるZoomディスカッションから学ぶ日本語と異文化理解 (日本語ディスカッション2022)	協定校	福岡 昌子
	北京外国語大学：語学研修&フィールドスタディ	協定校	福岡 昌子
	ニュージーランド・ワイカト大学語学・異文化理解研修	協定校	正路 真一

出典：
三重大学概要 2023

国際交流

令和4年度外国人研究者受入れ数

外国人研究者	18名
--------	-----

大学間協定 (24カ国・地域, 67大学・機関) ※ () 内は、学部間協定の締結日を示す。

令和5年4月1日現在

大学名	国名	協定締結日	
		一般協定	学生交流の実施に関する覚書
江蘇大学	中国	1986.01.15	1995.09.29
チェンマイ大学	タイ	1989.08.22	1996.01.31
タスマニア大学	オーストラリア	1996.04.01	1996.04.01
バレンシア州立工芸大学	スペイン	1997.07.04	2003.01.10
廣西大学	中国	1999.02.22 (1995.04.21 : 生)	1999.02.22 (1995.12.19 : 生)
カセサート大学	タイ	1999.12.23	2000.07.24
コンケン大学	タイ	2000.07.17 (1994.08.25 : 医)	2000.07.17
エアランゲン・ニュルンベルク大学	ドイツ	2001.03.16	2001.03.16
韓国大学校	韓国	2002.12.16	2004.03.24
梨花女子大学校	韓国	2002.12.17	2004.03.23
西安理工大	中国	2003.08.28	2003.08.28
スラナリー工科大学	タイ	2003.10.18 (2000.09.08 : 生)	2003.10.18
パングラデシュ農業大学	パングラデシュ	2004.03.15	2004.03.15
天湖師範大学	中国	2004.11.20 (2003.03.15 : 農)	2004.11.20 (2003.03.15 : 農)
ノースカロライナ大学ウィルミントン校	米国	2005.12.21	2005.12.21
江南大学	中国	2006.02.13 (1998.03.30 : 生)	2006.02.13 (1998.03.30 : 生)
IPB大学	インドネシア	2006.09.24 (2001.09.24 : 生)	2006.09.24 (2001.09.24 : 生)
スリウィジャヤ大学	インドネシア	2007.11.06	2007.11.06
タマサート大学	タイ	2008.01.15 (2004.02.27 : 生)	2008.01.15 (2004.02.27 : 生)
南京工業大	中国	2008.07.07	2008.07.07
ハイデルベルグ大学	ドイツ	2008.12.12	2008.12.12
河南師範大学	中国	2008.12.15 (2005.10.26 : 農)	2008.12.15 (2005.10.26 : 農)
世宗大学校	韓国	2009.02.10	2009.02.10
メジョー大学	タイ	2009.03.31	2009.03.31
外国貿易大	ベトナム	2009.05.26	2009.05.26
ホーチミン市師範大学	ベトナム	2009.07.28	2009.07.28
上海海洋大	中国	2009.09.24 (1996.10.16 : 生)	2009.09.24 (1996.10.24 : 生)
タシケント国立法科大学	ウズベキスタン	2010.03.22	2010.03.22
内蒙古工業大	中国	2010.03.31 (2000.03.08 : 工)	2010.03.31 (2000.11.13 : 工)
ハルオレオ大学	インドネシア	2010.07.23	2010.07.23
ハワイパシフィック大学	米国	2010.09.13	-
シャルジャハ大学	アラブ首長国連邦	2010.10.04 (2008.12.24 : 医)	2010.10.04 (2008.12.24 : 医)
延慶大学	中国	2010.10.15	2010.10.15
サボア・モンブラン大学	フランス	2010.11.04	2010.11.04
ボーフム大学	ドイツ	2011.03.28	2011.03.28
ジャウメプリナル大学	スペイン	2011.04.14	2011.04.14
カーディフ大学	英国	2011.07.15	2011.07.15
安徽農薬大	中国	2011.10.25 (2008.10.21 : 生)	2011.10.25 (2008.10.21 : 生)
ライプツヒヒ大学	ドイツ	-	2012.02.07
バドジャラン大学	インドネシア	2012.02.24	2012.02.24
タチ大学	マレーシア	2012.05.24 (2010.08.02 : 工)	2012.05.24
ブラマレーシア大学	マレーシア	2012.08.08 (2006.09.19 : 生)	2012.08.08
養南大学	中国	2012.08.20	2012.12.25
北京外国語大	中国	2012.09.21 (2012.03.23 : 人)	2012.09.17
セントラル・ランカシャー大	英国	2017.01.31	2013.04.19
国立高雄師範大	台湾	2013.06.18	2013.06.24
国立ラ・モリーナ農薬大	ペルー	2013.08.23	2013.08.23
フィジー国立大	フィジー	2014.05.05	2014.05.05
南太平洋大	フィジー	2014.05.06	2014.05.06
カンター大	ベトナム	2014.09.12	2014.09.12
国立中山大	台湾	2014.11.04	2014.11.04
ザンビア大	ザンビア	2014.11.11 (2007.02.07 : 医)	2014.11.11 (2007.02.07 : 医)
国立金門大	台湾	2015.06.23	2015.06.23
サンパウロ大	ブラジル	2015.07.07 (2011.05.16 : 人)	2015.07.07
南台科技大	台湾	2015.08.28 (2014.11.14 : イノベ)	2015.08.28
済州大	韓国	2015.09.14	2015.09.14
ソフィア大	ブルガリア	2016.09.19	2016.09.19
五立アノンベン大	カンボジア	2017.01.18	2017.01.18
国立台湾海洋大	台湾	2019.01.03	2019.01.03
サンカルロス大	フィリピン	2019.08.16	2019.11.25
中央大学校	韓国	2019.10.14	2019.10.14
真理大	台湾	2020.01.14	2020.01.14 (2014.10.21 : イノベ)
マレーシアアトレンガヌ大	マレーシア	2020.07.30 (2017.11.28 : 生)	2020.07.30 (2017.11.28 : 生)
西明大	韓国	2021.08.12	2021.08.12
貴州大	中国	2021.11.04	-
セントラルルソン大	フィリピン	2022.10.18 (2018.08.01 : 生)	2022.10.18 (2018.08.01 : 生)
ワイト大	ニュージーランド	2023.01.31	-

学部間協定 (24カ国, 44大学・機関)

令和5年4月1日現在

	大学名	国名	協定締結日	
			一般協定	学生交流の実施に関する覚書
全学共通教育センター	シェフィールド大学 英語教育センター	英国	2015.09.10	-
	リール大	フランス	1989.11.01	2013.03.15
人文学部・人文社会科学研究科	リヨン政治学院 (リヨン第2大)	フランス	2002.01.21	2002.01.21
	南開大日本研究院	中国	2010.01.22	2013.03.18
	ルンド大 人文・神学学部	スウェーデン	2011.03.18	2011.03.18
教育学部	オーランド大 教育学部	ニュージーランド	2013.08.14	-
	北京理工大 外国語学院	中国	2015.11.16	-
	文藻 外國語大 歐亞語文學院 日本文学系	台湾	2022.07.19	-
	上海交通大 医学院	中国	2004.08.11	2009.12.01
	廣西医科大	中国	2006.06.06	2020.09.01
	ムヒンビリ健康科学大 医学部	タンザニア	2007.10.19	2007.10.19
	ガーナ大 医学部	ガーナ	2010.02.18	2010.02.18
	ペルシア大 医学部	イタリヤ	2010.02.22	2010.02.22
	蘭州大 第二臨床医学院	中国	2011.03.17	2011.03.17
	ラオス健康科学大	ラオス	2011.09.26	2011.09.26
	アムリタ大 医学部	インド	2012.01.30	1995.01.30
医学系研究科・医学部	ヤンゴン第一医科大	ミャンマー	2012.12.17	-
	プリンダーズ大 医学部	オーストラリア	2014.02.27	2014.02.27
	フライブルク・カトリック応用科学大	ドイツ	2014.06.11	2014.06.11
	ワシントン大 医学部	米国	2014.08.25	-
	マンダレー医科大	ミャンマー	2014.11.04	-
	フィリピン大 マニラ校保健学部	フィリピン	2015.07.23	2015.07.23
	ヤンゴン第二医科大	ミャンマー	2015.10.22	-
	パンガバンドゥ ジャイク ムジブ医科大	パングラデシュ	2015.07.27	2015.07.27
	ベルゲン大 医学部	ノルウェー	2016.01.21	-
	メッシーナ大 医学部	イタリヤ	2019.10.23	2019.10.23
	清華大 能源与动力工程系	中国	1995.10.01	1995.11.01
	モンクット王カバン工科大学 工学部	タイ	2005.09.05	2005.09.05
	浙江大 理学部	中国	2009.03.28	2009.03.28
	パリ工芸大	フランス	2009.08.31	2009.08.31
	財団法人 クリーブランドクリニック 医用生体工学ラーナー研究所	米国	2011.04.22 (2011.02.01 発効)	-
工学研究科・工学部	バドヴァ大 マネジメント工学部	イタリヤ	2014.02.17	2016.09.19
	ベトナム科学技術院 (VAST) エネルギー科学研究所 (IES)	ベトナム	2014.09.30	2014.09.30
	ロイトリンゲン大 工学部	ドイツ	2015.03.05	2020.04.29
	ガジャ・マダ大 数学自然科学学部	インドネシア	2019.01.31	2019.01.31
	バンドン工科大学 数学自然科学学部	インドネシア	2019.02.19	2019.02.19
	国立成功大 化学工学部	台湾	2019.04.12	2019.04.12
	マレーシアペルリス大	マレーシア	2021.12.27	2021.12.27
	ダナン大 科学教育大	ベトナム	2022.02.24	2022.02.24
生物資源学研究所・生物資源学部	釜慶国立大 水産科学部・環境海洋学部	韓国	1995.09.22	2013.02.06
	モンクット王 トンブリ工科大学 生物資源学研究所	タイ	2009.10.20	2009.10.20
	ゲント大 生物科学工学部	ベルギー	2015.03.09	2015.03.09
地域イノベーション学研究所	パティン大 大学院 農産科学・海洋科学研究所	ミャンマー	2016.12.04	-
	東ワシントン大	米国	2017.08.03	-

◆ 出典：
三重大学概要 2023

研究・社会連携に係るマネジメント側の現状(1)：関連組織&スタッフ

研究・社会連携統括本部

- ◆研究力の強化および産学官連携の推進
- ◆本部長＝理事(研究・情報担当) 副学長

知財ガバナンス部門

- ◆知的財産の創出・管理・活用の中核
- ◆部門長(学長補佐(危機管理担当), 准教授, 専任)

副部門長(准教授, 兼任)

助教(専任) 2名
研究員 3名
事務補佐員 4名

研究インテグリティ部門

- ◆研究インテグリティ・セキュリティの統括
- ◆部門長(理事(社会連携担当) 副学長)

副部門長(知財ガバナンス部門長)

助教(専任) 1名
事務補佐員 2名

産学官連携部門

- ◆産学官連携や地域連携の推進・スタートアップ支援

研究推進部門

URA室

連携

研究・地域連携部

社会連携チーム 16名

- ◆外部資金の受入・契約手続
- ◆特許共同出願契約・MTA・NDA手続
- ◆その他, 知的財産統括室の業務の支援など

研究推進チーム 8名

- ◆科学研究費補助金の申請・受入手続
- ◆産学官連携リスクマネジメント室の業務の支援
- ◆カルタヘナ法対応など

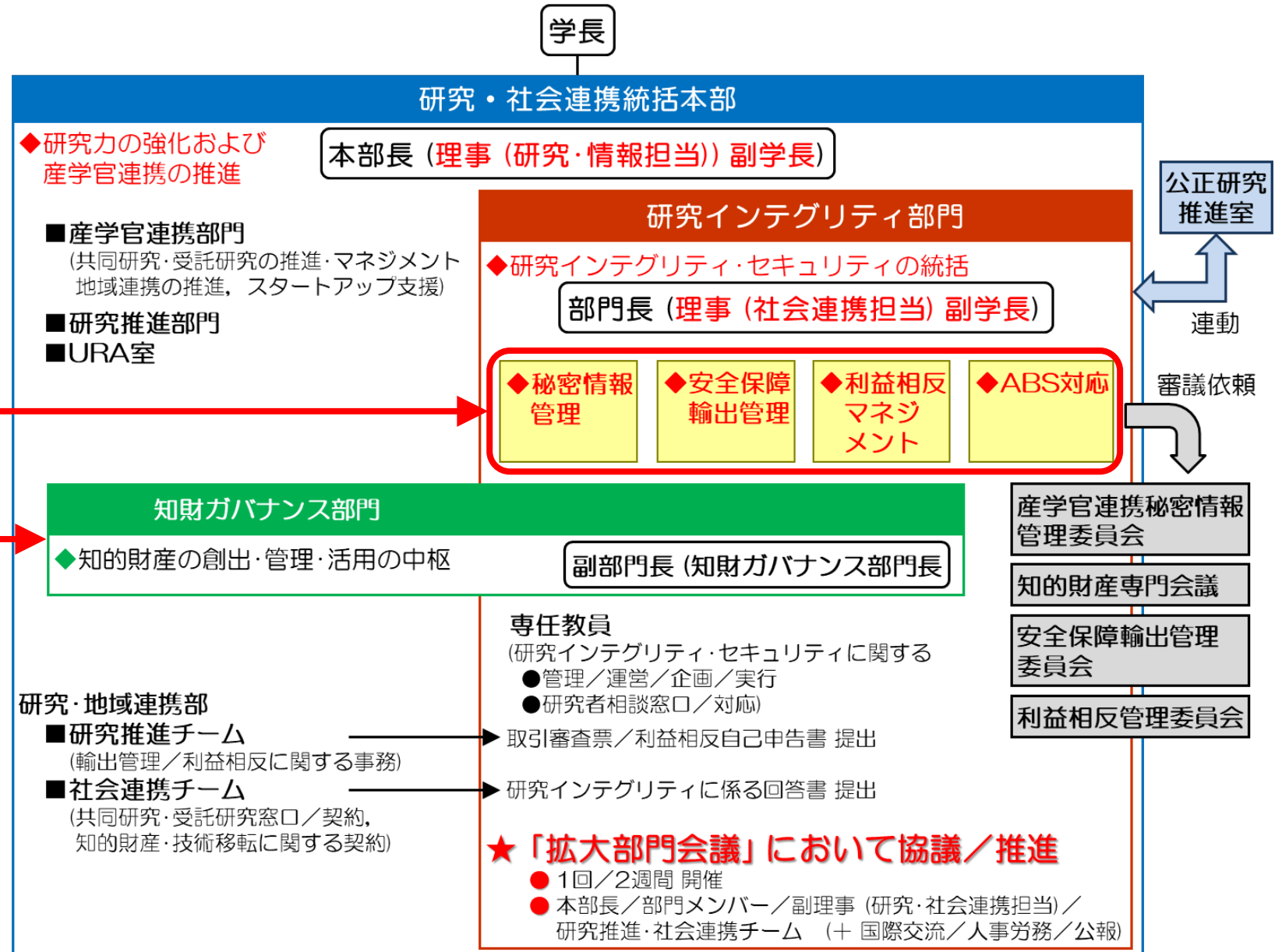
理系教員数

医学系研究科 360名
工学研究科 96名
生物資源学研究科 99名
計 555名

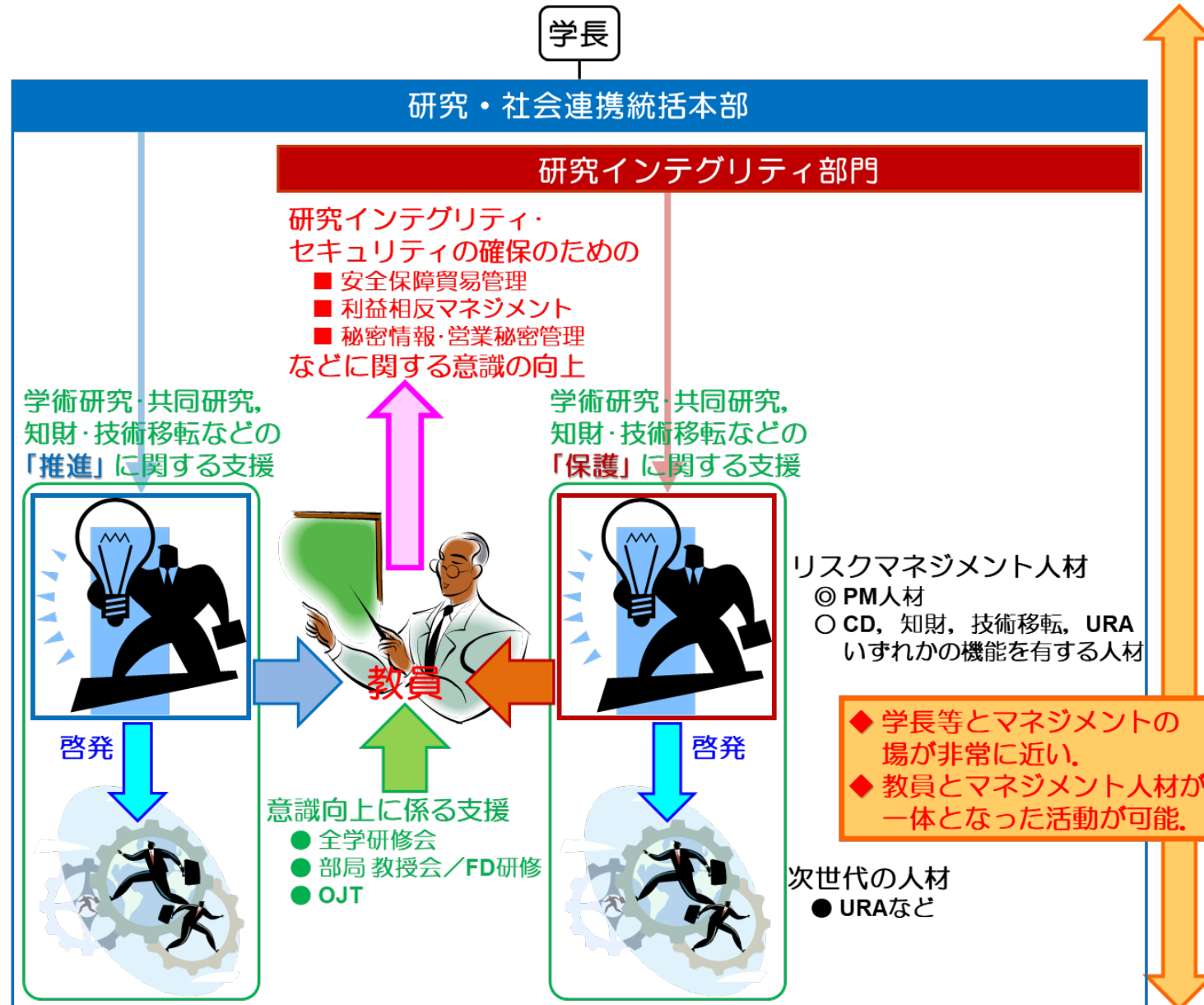
研究・社会連携に係るマネジメント側の現状(2)：体制&運用

- 一元的にマネジメント
- 教員1人に対し多面的にマネジメント
- 例えば,
該非判定結果OKでも,
第三者から提供されたもの/
第三者と共有するものは輸出NG
- マンパワーの問題
⇒ 運用への落とし込み
⇒ 濃淡管理/機微度に応じた管理

■ 研究セキュリティの観点からも



研究・社会連携に係るマネジメント側の現状(3) : 活動の特徴



本日本話しする内容

三重大大学の簡単な紹介

三重大大学における安全保障輸出管理の体制・運用

苦労した (苦労している) 点

- ▶ 「留学生」の種類と受入に係る審査・手続
- ▶ 「外国人研究者」の受入に係る審査・手続
- ▶ 「みなし輸出」管理の運用明確化への対応

研究セキュリティ・インテグリティの確保」に関する取組

三重大学における安全保障輸出管理の体制構築

◆ 2006 (平成18) 年度 — 2014 (平成26) 年度

- 国際産学連携の推進 (文部科学省), 輸出者等遵守基準を定める省令の施行 (2010年4月1日. 大学においても「組織として輸出管理をおこなう」義務が発生.) などが背景.
- 本学では (でも?) 「**利益相反マネジメント**」も含め, **知財が体制構築を推進**することに...
⇐ 他大学では, 2003 (平成15) 年度~「知財本部整備事業 (文部科学省)」を受け, 知財**本部**が担当していたため.
(ちなみに, 本学は同事業に不採択...知的財産統括**室** (教員は, 室長 (研究担当理事) と私の**2名**) だった...)
- ハンドブック作成, 教職員への啓発. 規程は未策定. 届出に係る様式は整備.
- 相談窓口 = 知財 / 研究推進, 輸出管理 = **知財が都度対応**...

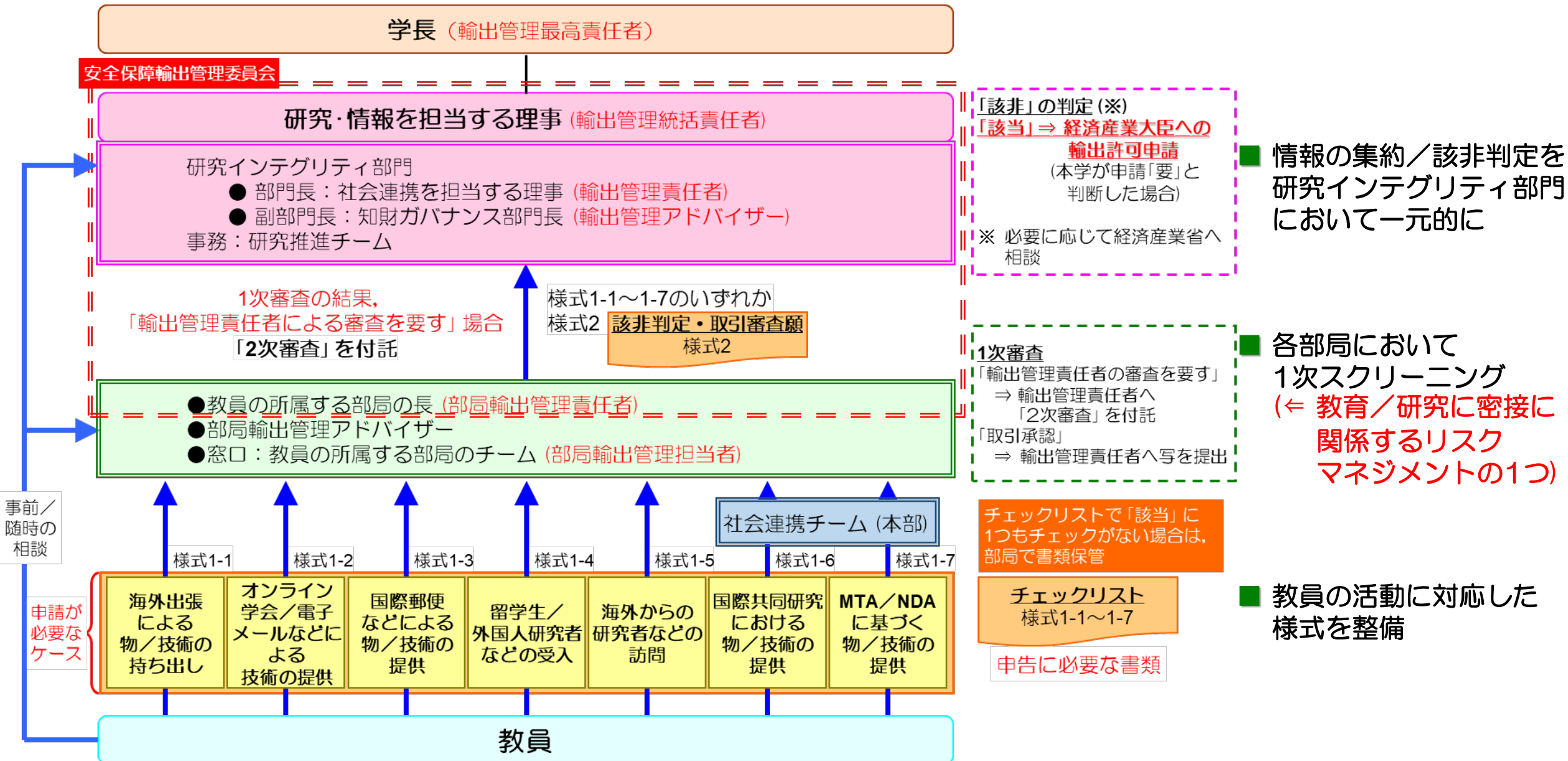
◆ 2015 (平成27) 年度 —

- 「産学官連携リスクマネジメントモデル事業 (**技術流出防止マネジメント**)」 (文部科学省) に採択.
「秘密情報管理」と合わせて, 体制 (規程含む.) / 運用の整備.
- 「大学の特徴」をふまえる. 産学連携 / 知財 / 契約 / 利益相反マネジメントなどの「かつて通った道」
「経験 / 学び」を活かす.

研究室 ≡ 個人商店, 部局 ≡ 商店街, 大学 ≡ 商工会議所

- ➡ ■ 「輸出管理のトリガー」 = 「**教員 / 研究者 (≡ 店主)**」
- **教員 / 研究者 (≡ 店主)** が判断に困らないように. (判断させないように.)
 - ▶ 人文学部や教育学部も対象. (対象外はつくらない.)
 - ▶ 「**基礎科学研究に係る除外規定**」は使わない. (基礎研究との混同回避.)
 - ▶ チェックは効率的に, など

三重大学における安全保障輸出管理の体制



■ 情報の集約/該非判定を研究インテグリティ部門において一元的に

■ 各部局において1次スクリーニング (⇐ 教育/研究に密接に関係するリスクマネジメントの1つ)

■ 教員の活動に対応した様式を整備

三重大大学における安全保障輸出管理の運用

◆ チェックシートの一例：外国出張時（様式1-1）

- 物品／技術を漏れなく拾えるように
- 都度改正（最新版：2022（令和4）年4月1日）

(様式1-1) 2022/4/1改定
安全保障輸出管理チェックリスト (海外出張)
 記入に当たって不明な点は、産学官連携リスクマネジメント部門 (sarakukun@rc.mie-u.ac.jp 内線6800) までお問合せください。

記入日	年 月 日	連絡先 (E-mail又は内線)	
記入者	所属	氏名	
(学生が出張する場合) ※多数の場合、一部付可			
訪問国の国名	訪問先の名称	訪問先を兼ねる場合はその名称	
訪問国からの資金提供があれば その金額と用途を記入			
出張予定期間	年 月 日 ~	年 月 日	

※の付いている用語については、<http://www.rc.mie-u.ac.jp/rm/escort/temu.html> で確認ください。
 ※念の付いている担当窓口については、<http://www.rc.mie-u.ac.jp/rm/fakuna/escort/window.html> で確認ください。

A. 「物品」チェック 回答欄の該当箇所に「○」を記入し、右のフローに従って次のチェック項目に進んでください。

チェック項目	回答欄	フロー
訪問先に物品（ノートパソコンや日用品などは除きます）を持ち出しますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	⇒【1】へ ⇒Bへ
【1】持ち出す物品のうち、第三者から提供されたもの又は第三者と共有するもの（市販品除く）はありますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	⇒次頁A-①に物品の名称を書き出し【2】へ ⇒【2】へ
【2】持ち出す物品のうち、他大学・企業等からの転入時に持ち込んだもの（市販品除く）はありますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	⇒次頁A-②に物品の名称を書き出し【3】へ ⇒【3】へ
【3】持ち出す物品のうち、「輸出令別表第一」第1項～第15項(※)のいずれかに該当する又はその疑義のあるものはありますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	⇒次頁A-③に物品の名称を書き出し【4】へ ⇒【4】へ
【4】訪問国は、すべてグループA(※)ですか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	⇒Bへ ⇒【5】へ
【5】持ち出す物品のうち、「輸出令別表第一」第16項(※)に該当する又はその疑義のあるものはありますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	⇒次頁A-④に物品の名称を書き出しBへ ⇒Bへ

B. 「技術」チェック 回答欄の該当箇所に「○」を記入し、右のフローに従って次のチェック項目に進んでください。

チェック項目	回答欄	フロー
訪問先に告知でない（学会発表、論文、教科書、特許出願、カタログ、WEB等で公開されていない）技術等（研究成果を含む、以下同様）を提供しますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	⇒【1】へ ⇒下配◆へ
【1】提供する技術等のうち、第三者から提供されたもの又は第三者と共有するものはありますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	⇒次頁B-①に技術等の名称を書き出し【2】へ ⇒【2】へ
【2】提供する技術等のうち、他大学・企業等からの転入時に持ち込んだものはありますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	⇒次頁B-②に技術等の名称を書き出し【3】へ ⇒【3】へ
【3】技術等の提供は、明らかに不特定多数を対象とするもの(※)ですか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	⇒下配◆へ ⇒【4】へ
【4】提供する技術等のうち、「外為令別表」第1項～第15項(※)のいずれかに該当する又はその疑義のあるものはありますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	⇒次頁B-③に技術等の名称を書き出し【5】へ ⇒【5】へ
【5】訪問国は、すべてグループA(※)ですか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	⇒下配◆へ ⇒【6】へ
【6】提供する技術等のうち、「外為令別表」第16項(※)に該当する又はその疑義のあるものはありますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	⇒次頁B-④に技術等の名称を書き出し下配◆へ ⇒下配◆へ

◆ 本頁及び次頁の「安全保障輸出管理該非判定（1次審査）欄」を、所属部局等の担当窓口(※)に提出してください。
 次頁に記載する内容がない場合は、本頁のみ提出してください。

(指導) 学生の留学などの
 単独渡航にも対応

研究インテグリティの
 確保への対応の1つ

物品の提供／持出に
 係るチェック

技術の提供に
 係るチェック

安全保障輸出管理該非判定（1次審査）欄

提出日	年 月 日	所属	氏名	印
-----	-------	----	----	---

項目	物品・技術等の名称（品番・型番もあれば明記） および提供する場合はその相手先の名称
A. 物品	
A-①	第三者から提供された物品又は第三者と共有する物品
A-②	他大学・企業等からの転入時に持ち込んだ物品
A-③	「輸出令別表第一」第1項～第15項に該当する物品（リスト規制該当物品）
A-④	「輸出令別表第一」第16項に該当する物品（キャッチオール規制該当物品）
B. 技術	
B-①	第三者から提供された技術等又は第三者と共有する技術等
B-②	他大学・企業等からの転入時に持ち込んだ技術等
B-③	「外為令別表」第1項～第15項に該当する技術等（リスト規制該当技術）
B-④	「外為令別表」第16項に該当する技術等（キャッチオール規制該当技術）

◆ 前頁及び本頁を、所属部局等の担当窓口(※)に提出し、部局輸出管理責任者（所属部局等の長）の該非判定（1次審査）を受けてください。
 上表に記載する内容がない場合は、前頁のみ提出してください。

安全保障輸出管理該非判定（1次審査）書

管理番号	部局輸出管理責任者（部局長）	部局担当者
審査日	年 月 日	印

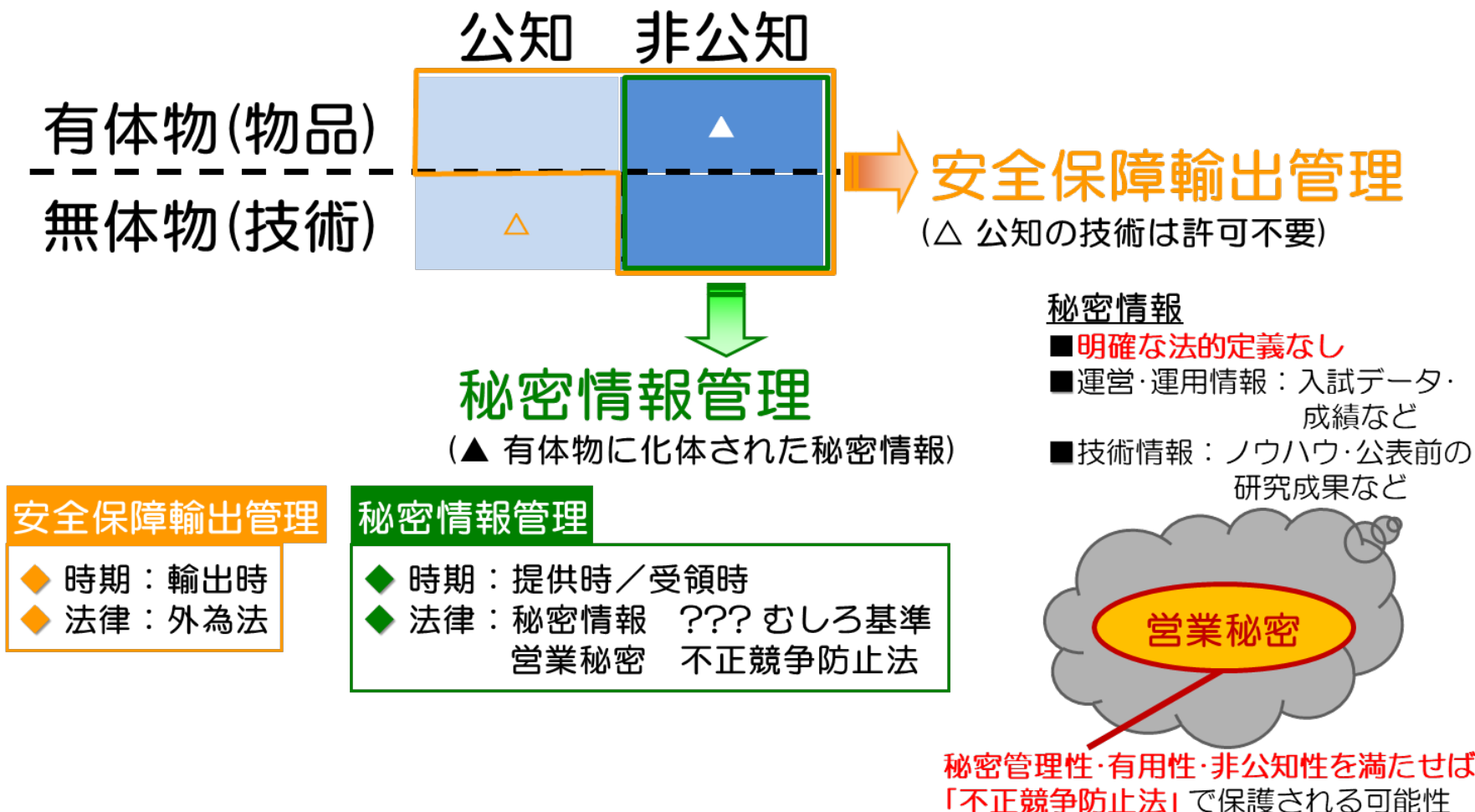
1次審査結果

- 取引を承認する。
 - ⇒「写」を輸出管理責任者へ提出。
- 輸出管理責任者による該非判定・取引審査を要す。
 - ⇒「正本」及び「安全保障輸出管理該非判定（2次審査）取引審査結果」を輸出管理責任者へ提出。
 - 取引の相手先に大量破壊兵器又は通常兵器の開発等への関与が懸念される。
 - 取引の用途に大量破壊兵器又は通常兵器の開発等のおそれがある。
 - 不明・疑義がある。
 - 不明・疑義の内容：

技術流出防止マネジメントへ向けて(1)

● 秘密情報 (技術) を他者へ開示 ⇒ 「輸出」に該当する場合も

● まず、安全保障輸出管理と秘密情報管理の関係整理

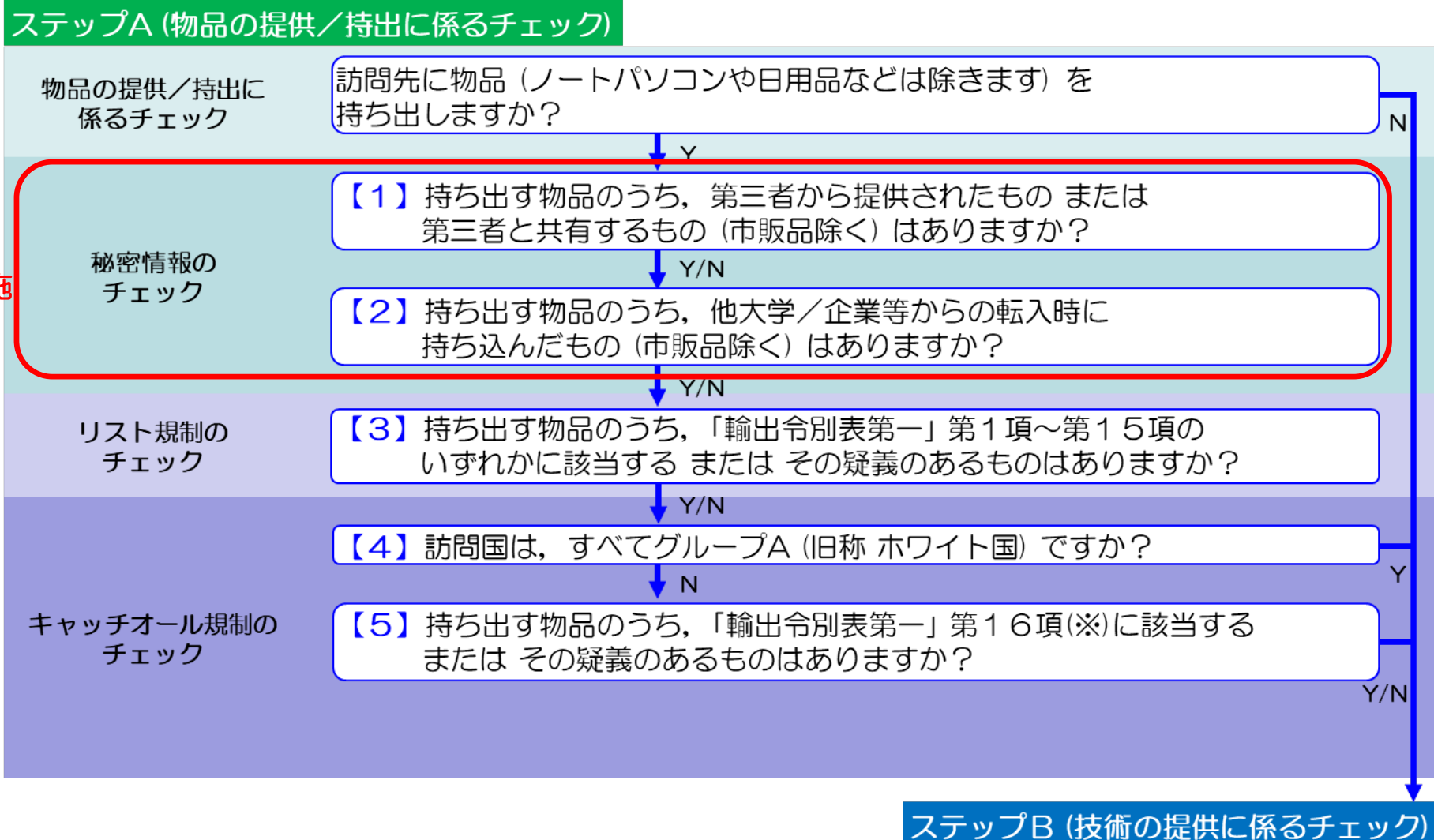


★ 安全保障輸出管理と秘密情報管理 (とくに第三者が関与するもの) の組合せが必要

技術流出防止マネジメントへ向けて(2)

◆ チェックシートの一例：外国出張時（様式1-1に係るフロー）

- 対象は広く（外国出張時は必ず提出） / チェックは効率的に
- 安全保障輸出管理 + 秘密情報管理の点からもチェック

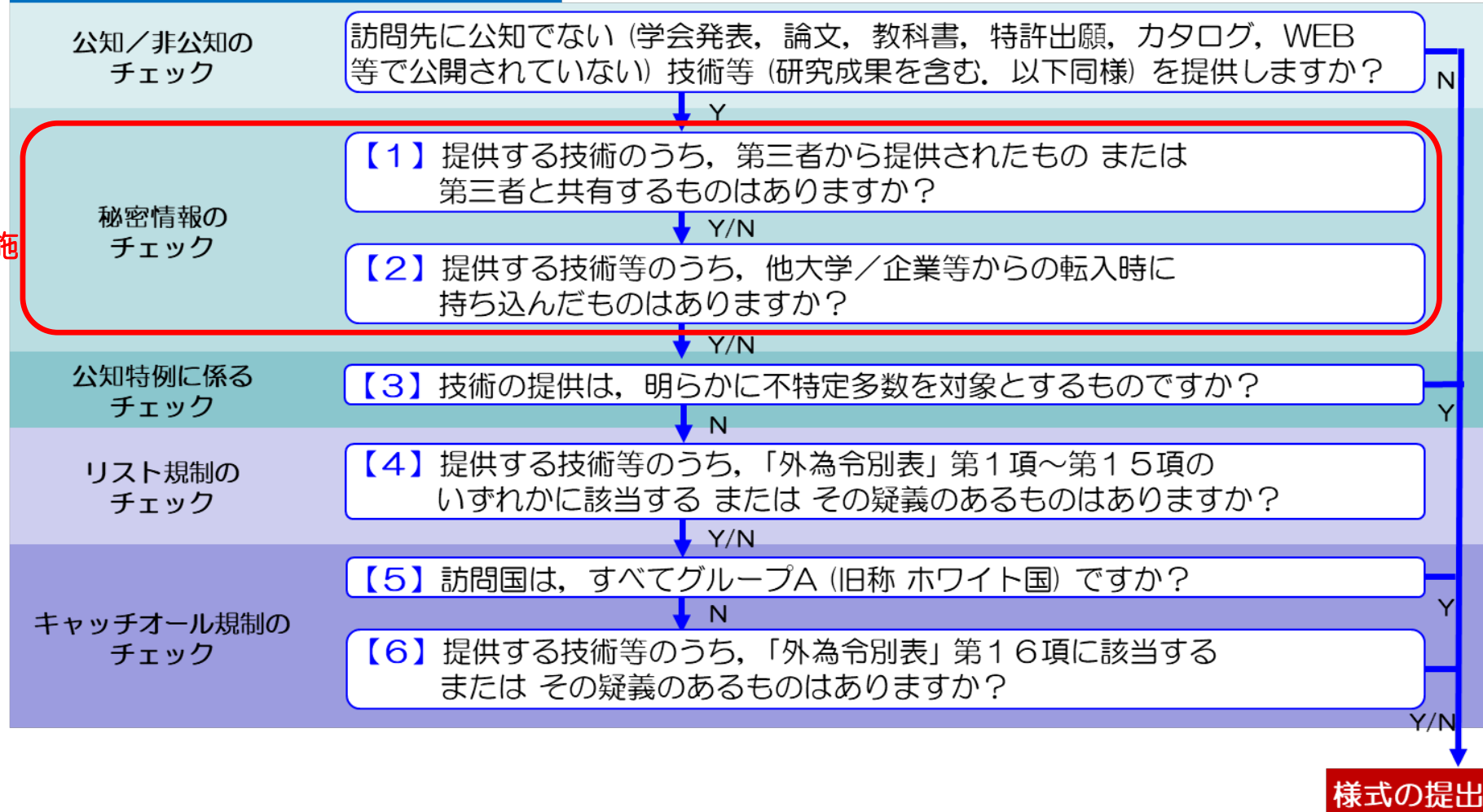


秘密情報管理に関する
チェックをあわせて実施

技術流出防止マネジメントへ向けて(3)

ステップB (技術の提供に係るチェック)

秘密情報管理に関する
チェックをあわせて実施



★「基礎科学研究に係る除外規定」は使わない。(基礎研究との混同回避。)

本日本話しする内容

三重大大学の簡単な紹介

三重大大学における安全保障輸出管理の体制・運用

苦労した (苦労している) 点

- ▶ 「留学生」の種類と受入に係る審査・手続
- ▶ 「外国人研究者」の受入に係る審査・手続
- ▶ 「みなし輸出」管理の運用明確化への対応

研究セキュリティ・インテグリティの確保」に関する取組

苦勞した（している？）のは「人」に関する制度

そもそも、何故「人」の流入／流出が問題になるのか???

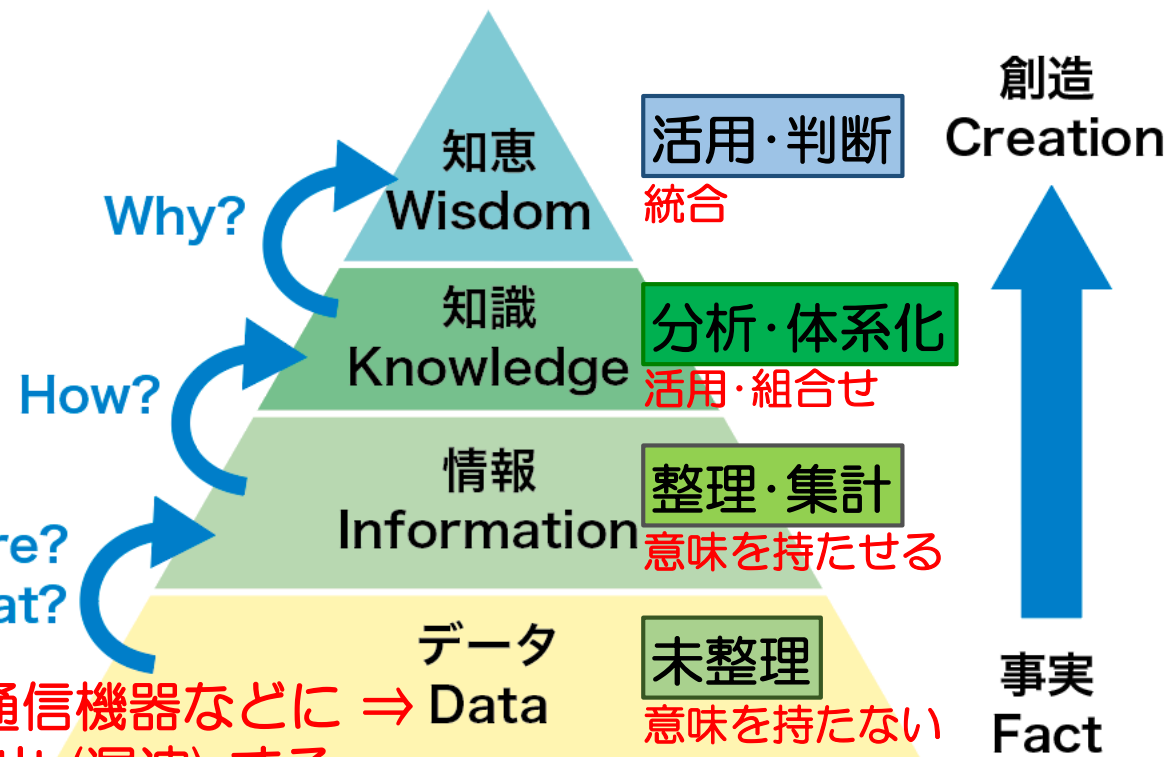
- 「知」の階層構造
- DIKW (情報工学) に基づく概念 に「解」を求めると。

人 (頭脳, 学習
アルゴリズム
など) が重要・
介在する

知財 (知財権,
学術論文,
Know-How
など) ・技術・
デュアルユース
問題も

Who?Where?
When?What?

インターネット・通信機器などに ⇒
接続するだけで流出 (漏洩) する



◆ 出典：一般社団法人フレームワーク普及促進協会 (狩野が一部改編)

「留学生受入」の「留学生」とは??? (1)

区分	経費区分	種類	所属	受入担当窓口	募集種別	受験	フロー	誓約書・特定類型 該当性に関する 申告書回収担当	備考	
非正規生 (学位取得を 目的と しない)	私費	特別聴講学生	学部	国際交流チーム			○	国際交流チーム	交換留学生	
			大学院	国際交流チーム			○	国際交流チーム	交換留学生	
		特別研究学生	大学院	国際交流チーム			○	国際交流チーム	交換留学生	
		研究生	学部	国際交流チーム			○	国際交流チーム		
			大学院	国際交流チーム			○	国際交流チーム		
		科目等履修生	学部	各部局			×	各部局		
	大学院		各部局			×	各部局			
	国費	日本語・日本文化 研修留学生	学部	国際交流チーム	大学推薦			○	国際交流チーム	日本国負担
			学部	国際交流チーム	大使館推薦 (日本語・日本文化研修留学生)	大使館の試験を 受験		○	国際交流チーム	日本国負担
		研究生	学部	国際交流チーム	大学推薦 (研究留学生一般枠)			○	国際交流チーム	日本国負担
			大学院	国際交流チーム	大学推薦 (研究留学生一般枠)			○	国際交流チーム	日本国負担
			学部	国際交流チーム	大使館推薦 (研究留学生)	大使館の試験を 受験		○	国際交流チーム	日本国負担
			大学院	国際交流チーム	大使館推薦 (研究留学生)	大使館の試験を 受験		○	国際交流チーム	日本国負担
		研究生 (教育学部)	学部	国際交流チーム	大使館推薦 (教員研修留学生)			○	国際交流チーム	日本国負担

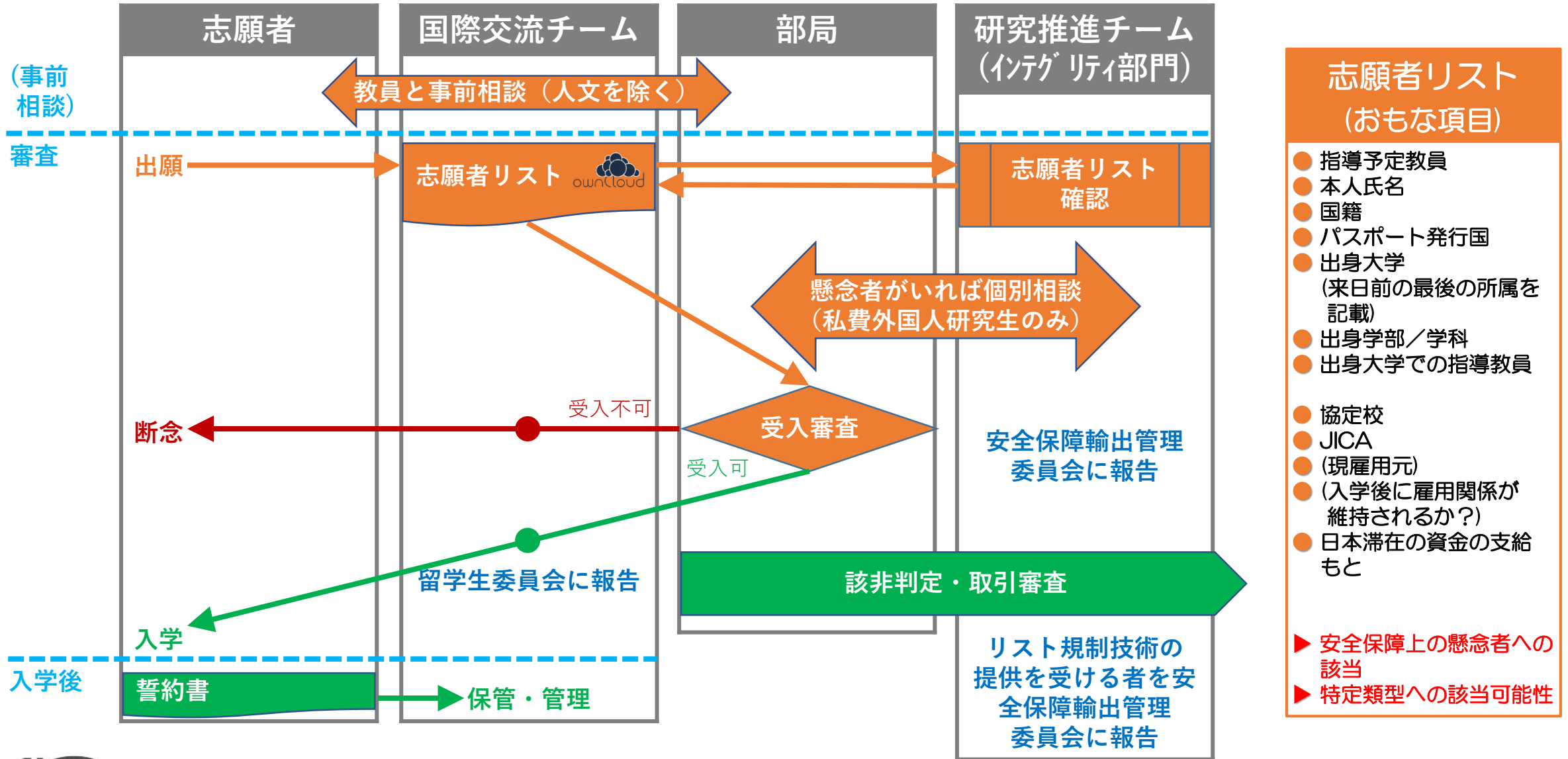
「留学生受入」の「留学生」とは??? (2)

区分	経費区分	種類	所属	受入担当窓口	募集種別	受験	フロー	誓約書・特定類型 該当性に関する 申告書回収担当	備考	
正規生 (学位取得を 目的とする)	私費	学部学生	学部	入試チーム		大学入試を受験	×	各部署		
		学部学生	学部	各部署		編入	○	各部署		
		大学院生	大学院	各部署		大学院入試を受験	○	各部署		
	国費	学部学生	学部	国際交流チーム	大使館推薦 (学部留学生)		大使館の試験を受験	○	各部署	日本国負担
			学部	国際交流チーム	政府派遣		他国政府の試験を受験	×	各部署	他国負担 (現在はマレーシアのみ)
		大学院生	大学院	国際交流チーム	大学推薦 (研究留学生一般枠)		大学院入試を受験	○	各部署	日本国負担
			大学院	各部署	大学推薦 (研究留学生特別枠)		大学院入試を受験	○	各部署	日本国負担
			大学院	国際交流チーム	大使館推薦		大使館の試験を受験	○	各部署	日本国負担

- ➡ ◆ 手続フロー ⇒ できる限り体系化／共通化，パターンを少なく。
- ➡ ◆ 6パターンに分類できた (?)
- ➡ ◆ 「みなし輸出」管理の運用明確化への対応において活かされた。
 - ▶ 対象者に係る規模感
 - ▶ 「類型② 該当者」把握／申告書 (誓約書) 回収に係る担当 など

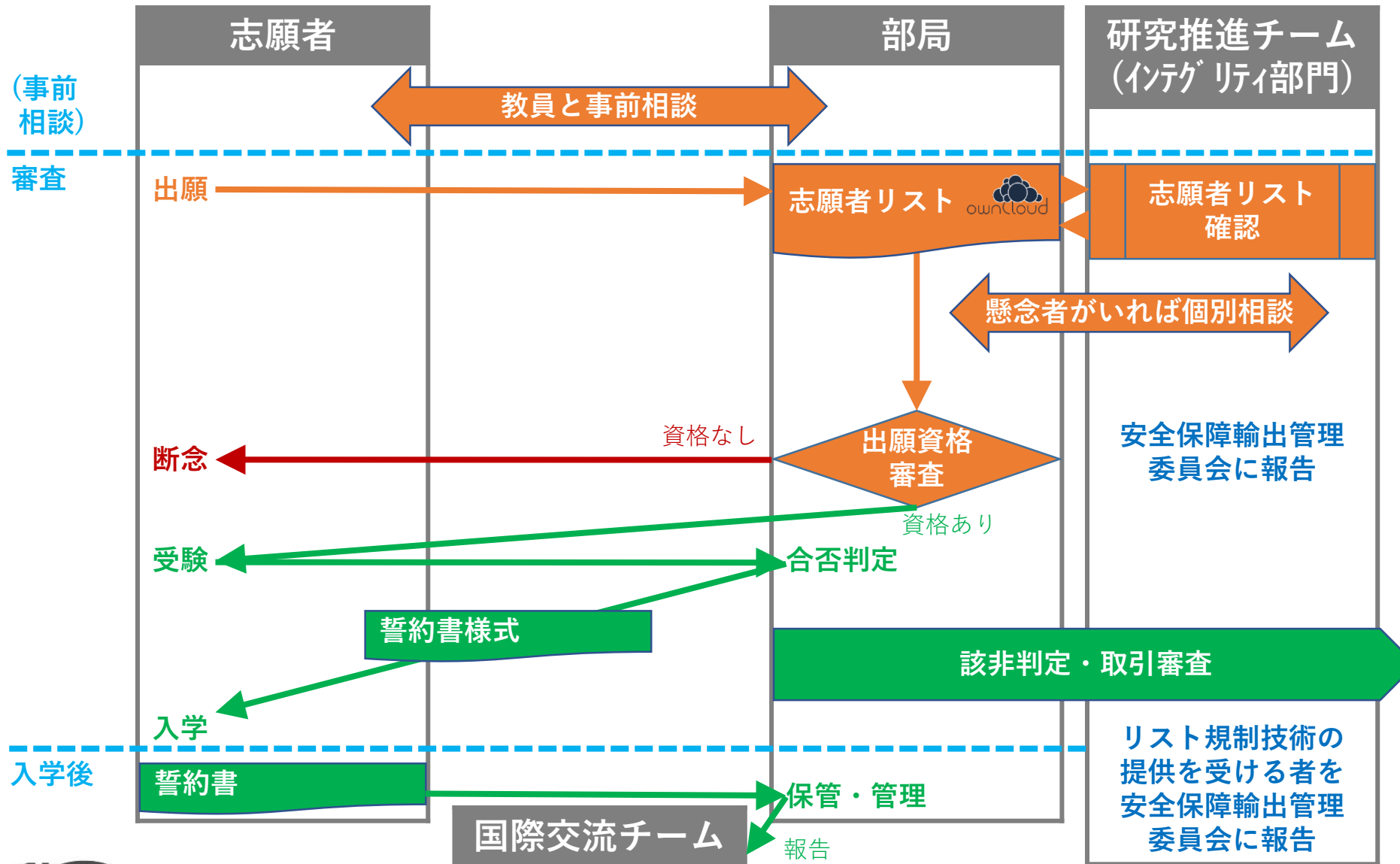
「留学生受入」に係る手続フローの一例(1)

◆ 特別聴講学生／特別研究学生／私費外国人研究生 (受入担当窓口：国際交流チーム)



「留学生受入」に係る手続フローの一例(2)

◆ 私費大学院生／私費学部学生（編入）（受入担当窓口：部局）



志願者リスト (おもな項目)

- 指導予定教員
- 本人氏名
- 国籍
- パスポート発行国
- 出身大学 (来日前の最後の所属を記載)
- 出身学部／学科
- 出身大学での指導教員

- 協定校
- JICA (現雇用元)
- (入学後に雇用関係が維持されるか?)
- 日本滞在の資金の支給もと

- ▶ 安全保障上の懸念者への該当
- ▶ 特定類型への該当可能性

「募集要項」の改正 (2019 (令和元) 年度)

- 入学後の誓約書 [★ スライド27ー28頁] / 特定類型該当性に係る申告書 [★ スライド38ー39頁] 提出において混乱が生じないために、
入学後ガイダンス時 [★ つぎの2頁参照] に提出。
- 非正規生 (担当: 国際交流チーム (本部)) および正規生 (担当: 各部局) 用の募集要項に明記。
部局によっては軽微な変更を加えている場合あり。
 - ▶ 三重大学では、「外国為替及び外国貿易法」に基づき、「国立大学法人 三重大学安全保障輸出管理規程」を定め、外国人留学生の受入に際して厳格な審査を実施しています。
規制事項に該当する場合は、希望する教育が受けられない場合や研究ができない場合がありますので、注意してください。

【参考】 Security Export Control Handbook (経済産業省)

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook_e.pdf

Mie University has established “Mie University Security Export Control Regulations” in accordance with the “Foreign Exchange and Foreign Trade Act”, and conducts strict examinations for acceptance of international students, etc. International applicants who fall under any of the conditions set out in said regulations may be unable to enter their desired course or program. Access the following webpage for more details:

Security Export Control Handbook (Ministry of Economy, Trade and Industry)

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook_e.pdf

★ あくまで、三重大学において用いているものです。

こんなこと、ありませんか？

- 手作りの携行品、旧式や無償の資機材も「貨物」であり、ハンドキャリーでの持ち出しも「輸出」です。
- 外国の研究者や留学生への研究指導などは日本国内で行う場合であっても、規制対象の「技術提供」となる可能性があります。

大学・研究機関でよく見られる外国への技術提供や輸出の機会の例

主な機会	主な具体例
留学生・外国の研究者への研究指導や研究交流	実験装置の貸与、試作 技術情報を電子メールやUSBメモリ、電話、FAXで提供 授業、会議、打合せ 研究指導、技術指導
外国の大学や企業との共同研究	実験装置の貸与 技術情報を電子メールやUSBメモリ、電話、FAXで提供 会議、打合せ
学術研究を目的とした研究試料などの送付・持ち出し	サンプル品の送付・持ち出し 自作の研究資機材を携行
外国からの施設見学	研究施設の見学、研究内容の説明 工程説明、説明資料配付、実験機器の説明
外国の研究者などが参加する非公開の講演会・展示会	技術情報の口頭発表 技術情報のパネル展示

特に管理が必要な技術・学問分野の例

- 原子力技術 (原子核反応、中性子工学)
- 精密機械技術、精密加工技術、精密測定技術
- 自動制御技術、ロボット技術
- 化学・生化学 (特に人体に有害な化学物質、解毒物質)
- バイオテクノロジー・医学 (ウイルス、細菌、毒素)を含む生物学
- 航空宇宙技術、高性能エンジン技術
- 規制される貨物の設計、製造、使用するために設計したプログラム



■たとえ最先端の学問分野
でなくても、幅広く規制
対象となり得ます。

■原子力、機械工学、生命化学などの
学問分野はもちろん、理学、農学、
医学など自然科学分野全般にわたって、
安全保障上懸念がある用途
に利用できる可能性があります。

このような場面で管理を求める、安全保障貿易管理とは...

国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある技術提供や輸出となるものを
事前にチェックし、懸念のある行為を行わないこと。

それは、皆さんと皆さんの家族や友人、また皆さんが所属する大学、研究機関、
そして日本、世界の人々が安心・安全に暮らせるために必要な取り組みです。

● 無断で大学の所有物の提供及び学外への持ち出しを行ってはけません。

● 次のいずれかに該当する場合には、指導教員（受入教員）に相談するとともに、必要な場合には日本国政府が定める外国為替及び外国貿易法及びこれに基づく関係法令に従い所定の手続きを行ってください。

● 研究上の技術情報を外国において提供したり、非居住者に対して提供しようとする場合

● 研究上の使用機器・使用材料、研究の結果得られた有体物を外国に輸出（海外へ送付又は持出し等）しようとする場合

Are you aware of anything like this?

- Even hand-made carried items, or old-type materials and equipment or those provided for free, are “goods,” and hand-carrying them is also “export.”
- Research guidance to foreign researchers or international students, even if conducted inside Japan, may amount to transfer of technology subject to control.

Typical occasions for technology transfer or export to foreign countries often seen in universities and research institutions

Main occasions	Specific examples
Research guidance or exchange with international students or foreign researchers	Lending or test-producing lab equipment Providing technical information by email, USB memory, telephone or FAX University classes, conferences, meetings Research guidance, technical guidance
Joint research with foreign universities or companies	Lending lab equipment Providing technical information by email, USB memory, telephone or FAX Conferences, meetings
Sending or taking along research samples, etc. for the purpose of academic research	Sending samples or carrying them with you Carrying research materials or equipment you made
Facility tours for visitors from overseas	Giving research facility tours, describing research Describing processes, distributing explanatory materials, describing test instruments
Non-public lecture events or exhibits attended by researchers or others from overseas	Oral presentations of technical information Panel displays of technical information

Examples of technologies and academic fields necessary special care in security export control

- Atomic technology (nucleus reactions, neutronics)
- Precision machinery techniques, precision fabrication techniques, precision measurement techniques
- Automatic control technology, robotics technology
- Chemistry, biochemistry (especially chemical substances harmful to humans, or antidotes to toxic substances)
- Biology including biotechnology and medicine (viruses, bacteria, toxins)
- Aerospace technology, high-performance engine technology
- Programs designed for design, manufacture, or use of restricted goods

- ⚠ A wide range of academic fields are subject to control, even if they are not leading-edge areas.
- Not only academic fields such as atomic energy, mechanical engineering, and life sciences, but natural science fields in general including general science, agriculture, and medicine have the potential for use in ways that are a security concern.

What is security export control that requires control in these kinds of situations?

Transfer of technology or export of goods that may hinder the maintenance of international peace and security must be checked in advance, avoiding actions of concern. Security export control is an undertaking necessary so that you, your family and friends, your university or research institution, and the people of Japan and the world can live in safety and with peace of mind.

- You must not provide and carry out a possession of the University to outside without permission.
- If either of the two following cases applies, consult your supervisor (i.e., the academic staff accepting you as a student). And if deemed necessary, implement the procedures prescribed by the Foreign Exchange and Foreign Trade Act and applicable acts and ordinances established by the Government of Japan.
 - In the case where you wish to provide research-related technology information in foreign countries or to non-residents of Japan.
 - In the case where you wish to export (sending to foreign countries or bringing out, etc.) devices or materials used in your research or tangible objects gained from the research to foreign countries.

「誓約書」の改正(1) (2021 (令和3) 年度)

■ 「誓約書」提出に係る「鑑」の整備

▶ (留学生への) 説明者用

国際的な平和および安全の維持を図るため、我が国では国際的な枠組の下、外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」という。)に基づき、高度な技術情報や貨物が大量破壊兵器等に転用されないよう、安全保障輸出管理規制を実施しております。

これを受け三重大学でも、法令遵守の観点から外為法に基づいた取組をおこなっておりますが、留学生を通じた技術・貨物の流出を防止する目的で、受け入れる留学生に対して、誓約書の署名・提出をお願いしています。

▶ 留学生用 (To Foreign Students)

To maintain international peace and security, pursuant to the Foreign Exchange and Foreign Trade Act (hereinafter referred to as "Foreign Exchange Act"), regulations concerning Security Export Control is being enforced in Japan under the international framework in order for goods and information on advanced techniques not to be converted into weapons of mass destruction, etc.

In compliance with this, Mie University is undertaking efforts based on the Foreign Exchange Act in terms of strict observance of the law.

For this reason, we ask for your understanding of the importance of Security Export Control and ask you to sign the Pledge on the attached form and submit it to Mie University.

★ あくまで、三重大学において用いているものです。

「誓約書」の改正(2) (2021(令和3)年度)

非正規生

Pledge

Date: ,

To: (Director of Center for International Education and Research)

Full name: _____

(Signature) _____

I hereby pledge that if, upon acceptance at Mie University, I will neither provide nor carry out a possession of the University to outside without permission. If either of the following cases applies, I will consult my supervisor (i.e., the academic staff accepting me as a student). And if deemed necessary, shall carry out the procedures prescribed by the Foreign Exchange and Foreign Trade Act and applicable acts and ordinances established by the Government of Japan.

1. In the case where I wish to provide research-related technology information in foreign countries or to non-residents of Japan during the period for which I have been accepted at Mie University or it becomes obvious during the period that I may provide such information after the period at Mie University.
2. In the case where I wish to export (sending to foreign countries or bringing out, etc.) devices or materials used in my research or tangible objects gained from the research to foreign countries during the period for which I have been accepted at Mie University or it becomes obvious during the period that I may export the aforesaid items after the period at Mie University.

年 月 日

誓約書

(国際交流センター長) 殿

氏名 _____

(署名) _____

貴学に入学の上は、無断で大学の所有物の提供及び学外への持出しを行いません。次のいずれかに該当する場合には、指導教員(受入教員)に相談するとともに、必要な場合には日本国政府が定める外国為替及び外国貿易法及びこれに基づく関係法令に従い所定の手続を行うことを誓約いたします。

- 一 研究上の技術情報を受入期間中に外国において提供し、若しくは非居住者に対して提供しようとする場合、又はこれを受入期間満了後に提供することが受入期間中に明らかとなった場合
- 二 研究上の使用機器若しくは使用材料若しくは研究の結果得られた有体物を受入期間中に外国に輸出(海外へ送付又は持出し等)しようとする場合、又はこれらを受入期間満了後に輸出することが受入期間中に明らかとなった場合

以上

正規生

Pledge

Date: ,

To: (Dean of)

Full name: _____

(Signature) _____

I hereby pledge that if, upon enrollment at Mie University, I will neither provide nor carry out a possession of the University to outside without permission. If either of the following cases applies, I will consult my supervisor (i.e., the academic staff accepting me as a student). And if deemed necessary, shall carry out the procedures prescribed by the Foreign Exchange and Foreign Trade Act and applicable acts and ordinances established by the Government of Japan.

1. In the case where I wish to provide research-related technology information in foreign countries or to non-residents of Japan during enrollment at Mie University or it becomes obvious during the period that I may provide such information after the period at Mie University.
2. In the case where I wish to export (sending to foreign countries or bringing out, etc.) devices or materials used in my research or tangible objects gained from the research to foreign countries during enrollment at Mie University or it becomes obvious during the period that I may export the aforesaid items after the period at Mie University.

年 月 日

誓約書

(長) 殿

氏名 _____

(署名) _____

貴学に入学の上は、無断で大学の所有物の提供及び学外への持出しを行いません。次のいずれかに該当する場合には、指導教員(受入教員)に相談するとともに、必要な場合には日本国政府が定める外国為替及び外国貿易法及びこれに基づく関係法令に従い所定の手続を行うことを誓約いたします。

- 一 研究上の技術情報を在学中に外国において提供し、若しくは非居住者に対して提供しようとする場合、又はこれを在学後に提供することが在学中に明らかとなった場合
- 二 研究上の使用機器若しくは使用材料若しくは研究の結果得られた有体物を在学中に外国に輸出(海外へ送付又は持出し等)しようとする場合、又はこれらを在学後に輸出することが在学中に明らかとなった場合

以上

★あくまで、三重大学において用いているものです。

本日本話しする内容

三重大大学の簡単な紹介

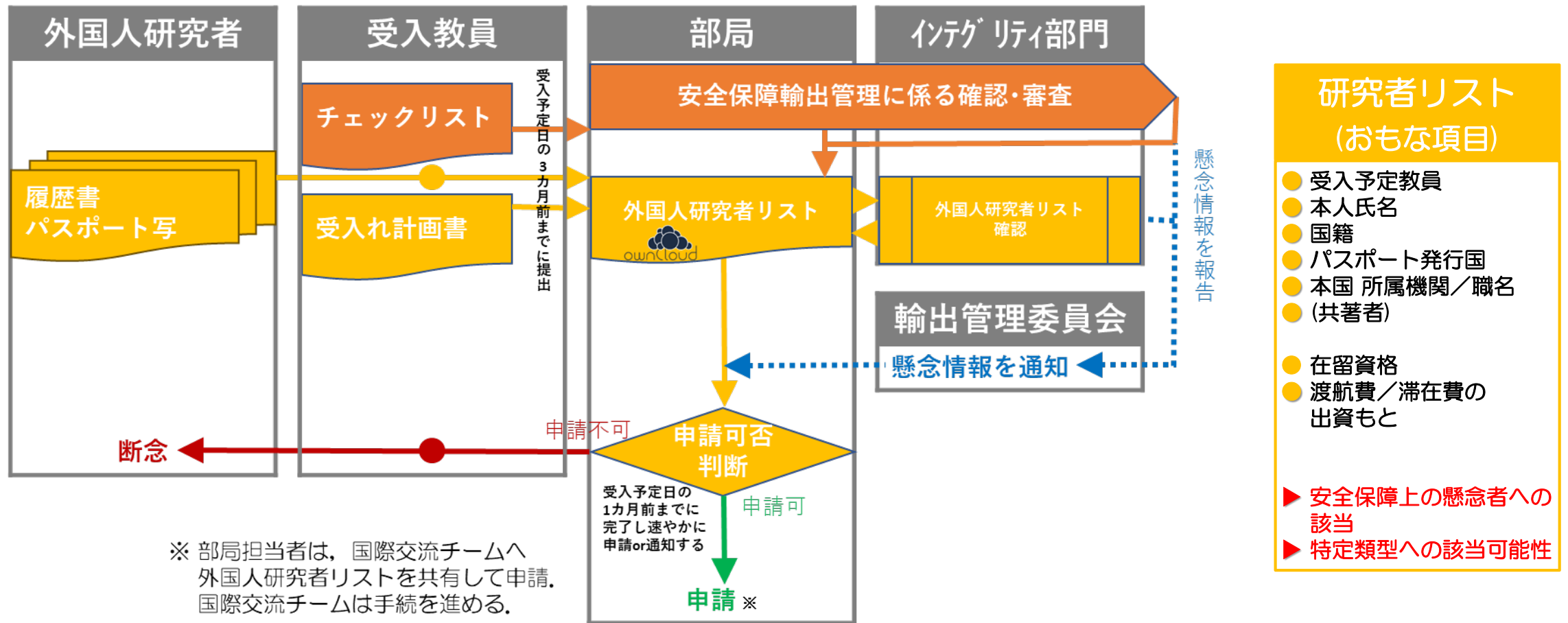
三重大大学における安全保障輸出管理の体制・運用

苦労した (苦労している) 点

- ▶ 「留学生」の種類と受入に係る審査・手続
- ▶ 「外国人研究者」の受入に係る審査・手続
- ▶ 「みなし輸出」管理の運用明確化への対応

研究セキュリティ・インテグリティの確保」に関する取組

「外国人研究者受入」に係る手続フロー



「外国人研究者受入」における「誓約書」

誓約書

国立大学法人三重大学長 殿

私は、国立大学法人三重大学（以下、「三重大学」という。）が受け入れる外国人研究者として、「三重大学外国人研究者受入れ規程」に定める事項を確認・了解するとともに、三重大学における研究活動の遂行に当たり、下記の事項について誓約いたします。

記

（誓約事項）

1. 法令、三重大学外国人研究者受入れ規程、国立大学法人三重大学知的財産規程及びその他の三重大学の規則等を遵守すること。
2. 三重大学と第三者とが締結する契約、その他三重大学と第三者との間に権利義務関係が発生する取決め（以下、併せて「契約等」という。）に基づく活動に関与する場合は、当該契約等を遵守すること。
3. 三重大学での受入期間満了後、「国立大学法人三重大学産学官連携における秘密情報管理規程」第6条第4項に基づき原簿に記載される秘密保持期間又は同規程第10条第2項の同意書に記載された秘密保持期間中は、秘密保持の義務を負うこと。
4. 次のいずれかに該当する場合は、受入教員に相談するとともに、必要な場合には日本国政府が定める外国為替及び外国貿易法及びこれに基づく関係法令に従い所定の手続きを行うこと。
 - (1) 研究上の技術情報を受入期間中に外国において提供し、若しくは非居住者に対して提供しようとする場合、又はこれを受入期間満了後に提供することが受入期間中に明らかとなった場合
 - (2) 研究上の使用機器若しくは使用材料若しくは研究の結果得られた有体物を受入期間中に外国に輸出（海外へ送付又は持ち出し等）しようとする場合、又はこれらを受入期間満了後に輸出することが受入期間中に明らかとなった場合

5. 前項の定めにかかわらず、研究活動を通して得た技術、成果、成果物等を、受入期間中及び受入期間満了後に、軍事目的に使用しないこと及び軍事目的に使用する懸念のある者に提供しないこと。

以上

The English text below explains the contents of the Original Pledge written in Japanese.

If you understand and agree to all the matters for pledge, please sign above.

Pledge

To: President of Mie University

As a researcher accepted at Mie University, I acknowledge and understand the matters prescribed in Mie University Rules on Acceptance of Foreign Researchers and pledge the following matters in the performance of research activities at Mie University.

Description

(Matters for pledge)

1. I will comply with the laws and regulations, and Mie University Rules on Acceptance of Foreign Researchers, Mie University Rules on Intellectual Property and other Mie University regulations.
2. When I am involved in activities in accordance with any contract that Mie University executes with any third party or other arrangement under which rights and obligations arise between Mie University and any third party (hereinafter collectively referred to as the "Contracts, etc."), I will comply with such Contracts, etc.
3. After the expiration of the period for which I have been accepted at Mie University, I have an obligation to keep any confidential information in strict confidence during the confidentiality period prescribed in original document based on Article 6.4 or the confidentiality period prescribed in Agreement Form based on Article 10.2 in "Mie University Rules on Confidential Information Management in Industry-Academia-Government Collaboration".

4. If either of the following cases applies, I will consult my supervisor and if deemed necessary, shall carry out the procedures prescribed by the Foreign Exchange and Foreign Trade Act and the relevant laws and regulations established by the National Government of Japan:

- (1) In cases where I intend to provide research-related technology information to a foreign countries or to non-residents during the acceptance period or where it becomes clear during the period of acceptance that such information will be provided after the expiration of the acceptance period.
- (2) In cases where I intend to export (sending to or taking out, or otherwise, to foreign countries) equipment or materials used in research or tangible objects obtained as a result of the research to foreign countries during the period of acceptance or if it becomes clear during the period of acceptance that these items will be exported after the expiration of acceptance period.

5. Notwithstanding the provisions of the preceding paragraph, the technologies, results, deliverables, and other outcomes derived from the research activities shall not be used for military purposes during and after the period at Mie University, nor shall they be supplied to any entity that intends to use them for military purposes.

年(Year) _____ 月(Month) _____ 日(Date) _____

氏名 (Name) _____

印あるいは署名(Seal or Signature) _____

★あくまで、
三重大学において
用いているものです。

本日本話しする内容

三重大大学の簡単な紹介

三重大大学における安全保障輸出管理の体制・運用

苦労した (苦労している) 点

- ▶ 「留学生」の種類と受入に係る審査・手続
- ▶ 「外国人研究者」の受入に係る審査・手続
- ▶ 「みなし輸出」管理の運用明確化への対応

研究セキュリティ・インテグリティの確保」に関する取組

三重大学における「みなし輸出」管理の運用明確化(1)

◆ 2021 (令和3) 年12月 – 2022 (令和4) 年1月

- 部局への安全保障輸出管理に係るヒアリング(「監査」に相当。毎年末頃に実施)において、「みなし輸出」管理の運用明確化について説明。運用開始時の混乱を回避。

◆ 2022 (令和4) 年1月 – 4月28日

- 人事労務チーム(本部。採用、兼業。類型①該当者 対応。)および教務チーム(本部。奨学金、類型②該当者 対応。)との打合せにおいて、件数は少数であることを把握。
- ① 特定類型該当者の把握/特定、② 特定類型該当者の部局等への周知、③ 輸出管理に係る手続の3段階に分ける。
 - ▶ まずは、① を徹底する。
 - ▶ ②③ については、一律のルールとはせず、事例に応じて丁寧に対応する。
- ① のために、職員に係る「常勤/非常勤」「職種/職名(/職務内容)」を精査 [★ スライド 36–37頁]。
- 「特定類型該当性に係る申告書(誓約書)」の様式 [★ スライド 38–39頁] 整備。
- 国際交流チーム(本部) および部局担当者への説明会/質疑応答を開催(全3回)。「留学生」の精査 [★ スライド20–21頁] における「(密な?) 連携」が活かされた。

三重大学における「みなし輸出」管理の運用明確化(2)

◆ 特定類型に係る確認対象

- 初年度（2022（令和4）年度）は、常勤教員および外国人留学生に限定（← 混乱や形骸化を回避）。
- 次年度以降、「（先延ばしではなく）計画的に」対象を拡大 [★ スライド 36－37頁]。

◆ 常勤職員に係る特定類型該当性の把握／特定 ①

- 2022.5.1 以降の採用者 ⇒ 「特定類型該当性に係る申告書（誓約書）」提出。
 - ▶ 各部局において回収 ⇒ 研究推進チーム（本部）
 - ▶ 「採用者リスト」人事労務チーム（本部） ⇒ 研究推進チーム（本部）
 - ▶ 研究推進チーム（本部）において、「申告書」「リスト」照合により提出状況把握。
「特定類型該当者」を把握／特定。
- 2022.5.1 以降に外国政府／法人等と兼業をおこなう者
 - ▶ そもそも、兼業をおこなう全職員 ⇒ 人事労務チームへ兼業許可申請。
外国政府／法人等との兼業 ⇒ 「申告書」も提出 [★ スライド 47頁]。
 - ▶ 疑義ありの場合、人事労務チーム ⇒ 研究推進チーム。
研究推進チーム ⇒ 当該職員に対し、「申告書」の提出を求める。
「特定類型該当者」を把握／特定。
 - ▶ 2022.4.30 以前の該当者：「該当者リスト」人事労務チーム ⇒ 研究推進チーム
- 研究推進チーム ⇒ 「特定類型該当者」について、研究インテグリティ部門と共有。

三重大学における「みなし輸出」管理の運用明確化(3)

◆ 外国人研究者／留学生に係る特定類型該当性の把握／特定 (①)

- 外国政府／法人等に身分を有する者，外国政府等からの奨学金を受給する者
 - ▶ 国際交流チーム (本部)，各部局において，入学時の書類 (出願書や経歴書等) を確認。
「申告書」国際交流チーム (本部)，各部局 ⇒ 研究推進チーム (本部)
 - ▶ 研究推進チーム (本部) において，内容確認，「特定類型該当者」を把握／特定。
- 研究推進チーム ⇒ 「特定類型該当者」について，研究インテグリティ部門と共有。

◆ 特定類型該当者に係る部局等への周知(②)

◆ 特定類型該当者への輸出管理に係る手続 (③)

- 件数が少ないこと。
一律に「...の対応をお願いします。」「...してください。」は，相手 (受入／指導教員，担当者) が一定の知識や理解を有して初めて成立すること。
個別に丁寧に対応。
- 部局長，受入／指導教員，担当者と面談／資料 [★ スライド40－41頁] を用いて説明。対応を協議。

★ JICAなどの国際プログラムに基づく研修生への技術提供 (拡大解釈しないよう注意!!)

「貿易関係貿易外取引等に関する省令」第9条 (許可を要しない役務取引等)
第3項 日本国政府が外国政府に対して行う賠償又は無償の経済協力若しくは
技術協力に関する協定に基づいて居住者又は非居住者が行う役務取引

「対象者」は??? 多様性... (1)

◆ 常勤職員 一覧 (職種・職名)

職種		職名	職種		職名
教育職員	大学教員 (海事教員を含む。)	教授, 准教授, 講師, 助教, 助手, 特任教員 (研究担当)	一般職員	医療職員	栄養士長, 栄養主任, 栄養士
	附属学校教員	副校長, 副園長, 教頭, 主幹教諭, 教諭, 養護教諭, 栄養教諭			臨床検査技師長, 副臨床検査技師長, 主任臨床検査技師, 臨床検査技師, 衛生検査技師
一般職員	教務職員	診療放射線技師長, 副診療放射線技師長, 主任診療放射線技師, 診療放射線技師			
事務職員	一般系	事務局長, 部長, 副部长, 課長, 法務企画監, 事務長, 副課長, 室長, 専門員, 係長, 専門職員, 主任, チーム員, 係員 (医学・病院管理部に所属する職員に限る。以下同じ。)			副薬剤部長, 薬剤主任, 薬剤師
	図書系	部長, 課長, 副課長, 専門員, 係長, 専門職員, 主任, チーム員, 係員			臨床工学技士長, 副臨床工学技士長, 主任臨床工学技士, 臨床工学技士
	技術職員	施設系			部長, 課長, 副課長, 室長, 専門員, 係長, 専門職員, 主任, チーム員, 係員
教室系		技術長, 技術長補佐, 先任技術専門員, 技術専門員, 技術員			主任歯科技工士, 歯科技工士
医事系	課長, 副課長, 専門員, 係長, 専門職員, 主任, 技術員				主任歯科衛生士, 歯科衛生士
					看護職員
技能職員	車庫長, 副車庫長, 自動車運転手, 調理師, ボイラー技士, 検査助手, 栄養助手, 臨床検査助手, 診療放射線助手, 薬剤助手, 臨床工学助手, 理学療法助手, 作業療法助手, 言語聴覚助手, 視能訓練助手, 歯科技工助手, 歯科衛生助手, 看護助手				船員
				海事職員	二等航海士, 三等航海士, 甲板長, 甲板次長, 操舵手, 甲板員, 機関長, 一等機関士, 二等機関士, 操機長, 操機手, 機関員, 通信長, 二等通信士, 司厨長, 司厨手, 司厨員

「国立大学法人 三重大学職員採用等規程」より

2022 (令和4) 年度の対象者

2024 (令和6) 年度までに拡大した対象者

2025 (令和7) 年度以降, 医病関係者へヒアリング
⇒ 対象範囲を検討
(⇔ 兼業申請時には対応している)

▶ 附属練習船を有する大学に特有



(附属練習船「勢水丸」)

「対象者」は??? 多様性... (2)

◆ 非常勤職員 一覧 (職種・職名・職務内容)

職種	職名	職務内容	職種	職名	職務内容
事務補佐員	事務補佐員	事務に関する補助業務に従事する。	非常勤教員	特任教員 (教育担当)	学生への教育および研究指導に従事する。
技能補佐員	技能補佐員	技能に関する補助業務に従事する。		学習 アドバイザー	学部学生の学習支援および修学に係る相談業務に従事する。
技術補佐員	技術補佐員	技術に関する補助業務または臨床検査技師、診療放射線技師、薬剤師、看護師等の業務の補佐業務に従事する。		非常勤研究員	研究員
臨時用務員	臨時用務員	労務作業に従事する。	コーディネーター	コーディネーター	担当職務の企画、立案、調整等の専門的な支援業務に従事する。
教務補佐員	教務補佐員	教務に関する補助業務に従事する。	非常勤医師 (歯科医師を含む。)	医員	卒後臨床研修を修了した医師または歯科医師であって、医学部附属病院において診療に従事し、必要に応じ、診療を通じて臨床教育の補助的業務および診療に関する研究に従事する。
非常勤教員	特命学長補佐	本学の運営上とくに必要な戦略的事項に従事し、学長の職務の補佐業務に従事する。		医員 (研修医)	医師国家試験または歯科医師国家試験に合格し医師免許または歯科医師免許を取得した医師または歯科医師（医籍または歯科医籍の登録が確実に見込まれる者を含む。）であって、医学部附属病院において卒後臨床研修に基づく業務に従事する。
	連携教授、 連携准教授	本学と連携機関との協定に基づき、講義、特定研究および研究指導等に従事する。		学校医、 学校歯科医	学校保健法（昭和33年法律第56号）に規定する学校医または学校歯科医の業務に従事する。
	非常勤講師	講義および演習その他教育に従事する。		ティーチング・ アシスタント	講義および演習その他教育に関する補助業務に従事する。
	教員免許状 更新講習講師	教員免許状更新講習に従事する。		リサーチ・ アシスタント	研究に関する補助業務に従事する。
	寄附講座大学 教員、寄附研究 部門大学教員	寄附講座または寄附講座研究部門における教育研究に従事する。		学校薬剤師	学校保健法に規定する学校薬剤師の業務に従事する。
	産学官連携講座 大学教員、 産学官連携研究 部門大学教員	産学官連携講座または産学官連携研究部門における教育研究に従事する。		嘱託医	医学部附属病院において医師当直の業務または診療等に従事する。
特任教員 (研究担当)	科学技術振興調整費等の競争的研究資金、受託研究、共同研究などの外部資金（寄附講座および産学官連携講座等に係る外部資金は除く。）による研究に従事する。	環境 ISO アドバイザー	環境 ISO の推進および環境マネジメントシステムの運用、管理に関する業務に従事する。		

兼業許可申請対象外のため、雇用更新時に申告書提出

医員：多数（電子申請が整った段階で追加）

「特定類型該当性に係る申告書」の様式（日本語版）

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項の
遵守のための特定類型該当性に関する申告書

三重大学長 殿

年 月 日

所属 _____
氏名(自署) _____

私は、本学が「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」(平成4年12月21日付け4貿易局492号。以下、役務通達という。)の1(3)サ①又は②に該当する居住者に対して技術の提供を行う場合は、外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項に基づき経済産業大臣の許可が必要になる可能性があることを理解し、本学の法令遵守のため、下記のとおり申告いたします。

A. 説明文の簡素化

私は、

1. 以下の①に該当します。
2. 以下の②に該当します。
3. 以下の①及び②に該当します。
4. 以下のいずれにも該当しません。

類型①

外国政府等^{※2}又は外国法人等^{※3}と雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を結んでいる。ただし、あなた又は本学が、外国政府等^{※2}又は外国法人等^{※3}との間で、あなたに対する本学の指示(あなたと本学との契約に基づく指揮命令又は善管注意義務^{※4})が外国政府等^{※2}又は外国法人等^{※3}よりも優先する旨が合意されている場合は除く。

A. 説明文の簡素化

類型②

外国政府等^{※2}から多額の金銭等の経済的利益を得ている、又は得ることを約束している。(多額の金銭等とは、年間所得の1/4以上を占める利益をいう。)ただし、研究費について機関経理^{※5}の場合は除く。

※1 今後申告内容に変更があった場合には再度申告を行うこと

※2 外国政府等：外国の政府、政府機関、地方公共団体、中央銀行、政党、その他の政治団体

※3 外国法人等：外国法令に基づいて設立された法人その他の団体(外国大学を含む)

※4 善管注意義務：業務を委任された人の職業や専門家としての能力、社会的地位などから考えて通常期待される注意義務

※5 機関経理：大学の会計制度とシステムで経理を管理することのこと

B. 用語説明

提出先：各所属部局担当
問い合わせ先：研究・地域連携部 研究推進チーム

特定類型該当性に関する申告書_補足

【別紙】

特定類型該当性確認のための簡易フローチャート

D. フローチャート添付

類型①について

外国政府等か外国法人等(外国大学を含む。)と雇用契約(契約の名称を問わず、時間的・場所的に拘束されるもの)又は取締役・監査役として委任契約を締結しているか?

NO

類型①に該当しない。

YES

本学との契約に基づく指揮命令又は善管注意義務が、あなたが契約を結んでいる外国政府等又は外国法人等との契約に基づく指揮命令又は善管注意義務に優先するとの合意があるか?

YES

類型①に該当しない。

NO

類型①に該当する。
(ヒアリングを行う場合はご協力
お願いします。)

類型②について

政府等から、個人として多額の金銭その他の重大な利益を得ている、または、得ることを約束しているか?(機関経理は除く)

NO

類型②に該当しない。

YES

その利益を金銭換算した場合、年間所得のうち25%以上を占めているか?

NO

類型②に該当する。
(ヒアリングを行う場合はご協力
お願いします。)

YES/不明

「特定類型該当性に係る申告書」の様式 (英語版)

Declaration Concerning Applicability of a Specific Category for Compliance with Article 25.1 and Article 25.2 of the Foreign Exchange and Foreign Trade Act

To: The President of Mie University

(Month) _____ (Date) __, (Year) _____

Affiliation: _____

Name (Signature): _____

I understand that when the University will provide technology to a resident who falls under 1 (3) Sa (i) or (ii) of "About Transactions or Actions of Providing Technology that Requires Permission Based on the Provisions of Article 25.1 of the Foreign Exchange and Foreign Trade Act and Article 17.2 of the Foreign Exchange Order" (Trade Bureau No. 492 of December 21, 1992; hereinafter referred to as the Service Notification), there is a possibility that permission by the Minister of Economy, Trade and Industry will be necessary based on Article 25.1 and Article 25.2 of the Foreign Exchange and Foreign Trade Act, and for the purpose of the University's compliance with laws and ordinances, I hereby make the declaration as stated below.

1. I fall under Category (i) below.
2. I fall under Category (ii) below.
3. I fall under Category (i) and Category (ii) below.
4. I do not fall under either of the categories below.

Category (i)

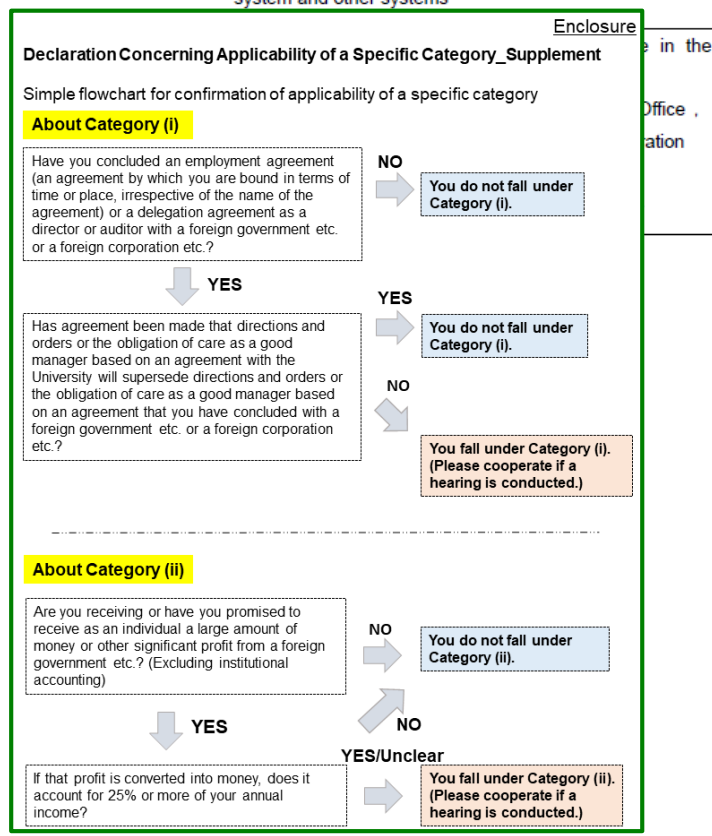
I have concluded an employment agreement, a delegation agreement, a contracting agreement, or another agreement with a foreign government etc.^{*2} or a foreign corporation etc.^{*3}

Provided, however, that this excludes a case in which agreement has been made between you or the University and the foreign government etc.^{*2} or the foreign corporation etc.^{*3} about the fact that the University's instructions for you (directions and orders or the obligation of care as a good manager^{*4} based on an agreement between you and the University) will supersede the foreign government etc.^{*2} or the foreign corporation etc.^{*3}

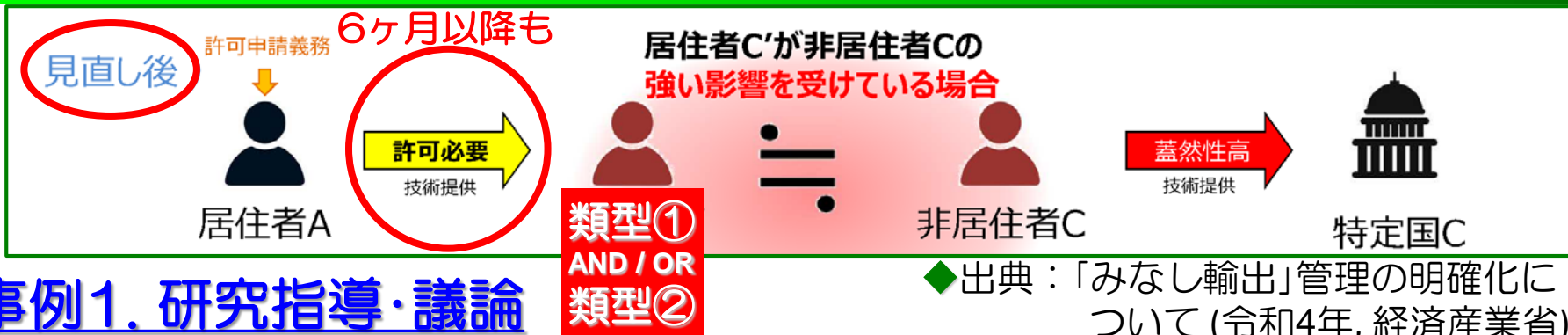
Category (ii)

I am receiving, or have promised to receive, economic profit, such as a large amount of money, from a foreign government etc.^{*2} (A large amount of money refers to profit that accounts for one-fourth or more of your annual income.) Provided, however, that cases of institutional accounting^{*5} for research funds are excluded.

- *1 If there is a change of declaration content in the future, a declaration is to be made again.
- *2 Foreign government etc.: A foreign country's government, government agency, local public entity, central bank, political party, or other political organization
- *3 Foreign corporation etc.: A corporation or other organization (including a foreign university) that has been established based on a foreign country's laws or ordinances
- *4 Obligation of care as a good manager: The obligation of care that is ordinarily expected based on the occupation or abilities and social status as an expert of the person to whom work has been delegated
- *5 Institutional accounting: Managing accounting by using a university's accounting system and other systems



教育・研究の場において生じうる事例と対応例(1)



事例1. 研究指導・議論

居住者A = 指導教員

- ⇒ 1) 包括的な内容でのチェックシートなどの提出・学内審査。
2) 内容に変更のあったときは再度の提出・学内審査。

◆出典：「みなし輸出」管理の明確化について(令和4年, 経済産業省)

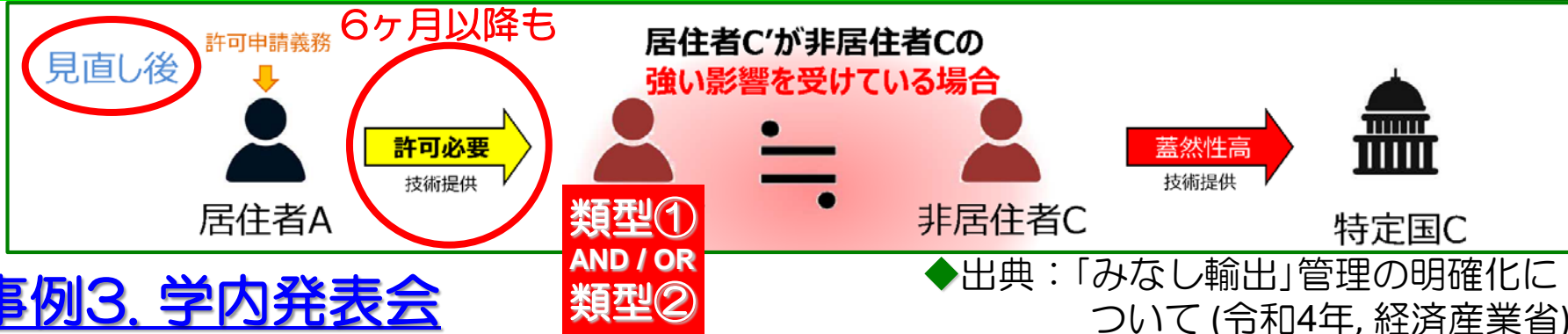
事例2. 研究室内のゼミ・研究の進捗などの報告会(クローズな場)

居住者A = 指導教員/研究室所属の研究者・学生など

- ⇒ 1) 包括的な内容でのチェックシートなどの提出・学内審査。
2) 内容に変更のあったときは再度の提出・学内審査。
3) 特定の内容(規制対象技術)については、
・当該研究に参画する学生などと1対1での指導に(秘密情報が含まれる場合も)。
・類型① AND/OR 類型②に該当する者には席を外してもらう。

★ 特定類型該当者を受け入れる
部局長
受入/指導教員
担当者
に対し、本スライドを用いて丁寧に説明。

教育・研究の場において生じうる事例と対応例(2)



★ 特定類型該当者を受け入れる
部局長
受入／指導教員
担当者
に対し、本スライドを用いて丁寧に説明。

事例3. 学内発表会

居住者A = 学生などの発表者

- ⇒ 1) 公聴会など、「オープン」扱い：「公知目的」のため経産省への許可不要。
2) 特許出願に備えて秘密保持の誓約を取得、「クローズ」扱い：許可要の場合あり。
3) 2) については、
- 類型① AND/OR 類型②に該当する者は、(一部)不参加とする。
 - 秘密保持の誓約の取得、「クローズ」扱いを必要最低限にとどめる。

◆ 出典：「みなし輸出」管理の明確化について(令和4年, 経済産業省)

事例4. 海外との大学間協定 (部局間協定も)

「協定書」「それに附帯する書類」 = 完全に対等

- ⇒ 正本 2通作成。三重大学 保管版：日本語、「三重大学とXX大学とは...」
「サイナー」は三重大学長が先。
相手先大学 保管版：現地語、上記と順序が逆。

- ★ 本学教員が相手先大学において講義(兼業) ⇒ 「三重大学の指揮命令が優先される。」旨の書面の取り交わし。
一方向 = NG... 双方向 = 「非常勤就業規則」との齟齬が...
相手先大学(長)からの「兼業依頼」文書にその旨を明記してもらうことにより解決。

本日本話しする内容

三重大大学の簡単な紹介

三重大大学における安全保障輸出管理の体制・運用

苦労した (苦労している) 点

- ▶ 「留学生」の種類と受入に係る審査・手続
- ▶ 「外国人研究者」の受入に係る審査・手続
- ▶ 「みなし輸出」管理の運用明確化への対応

 研究セキュリティ・インテグリティの確保」に関する取組

そもそも、研究者が把握／管理しているものは???

◆ 「産学連携」「知財」「技術移転」に始まる20年の経験から

■ あくまで「一般論」です

▶ 研究内容／(およその?) 研究の方向性・計画／研究の成果・データ など

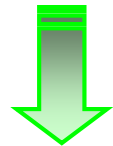
▶ 技術については???

- 具体的な性能／精度・純度／再現性／スケールアップへの対応／特許法上の発明（とくに進歩性，産業上の利用可能性）／コスト・時間などを正確に把握・管理できている？
- 共同研究／特許出願（発明相談）／兼業などの際に，相手によって引き出されることが多いのでは???

■ ≠ 技術の移転／流出

≡ 知識（知）の移転／流出

◆ 「(外国への) 意図せぬ技術の流出」



- 安全保障輸出管理における「技術の提供」の「技術」については，わかりやすい。（解釈が必要にはなるが）「貨物・技術の合体マトリクス表」と「にらめっこ」。

◆ 「(外国への) 意図せぬ知の流出」が懸念される場面は???

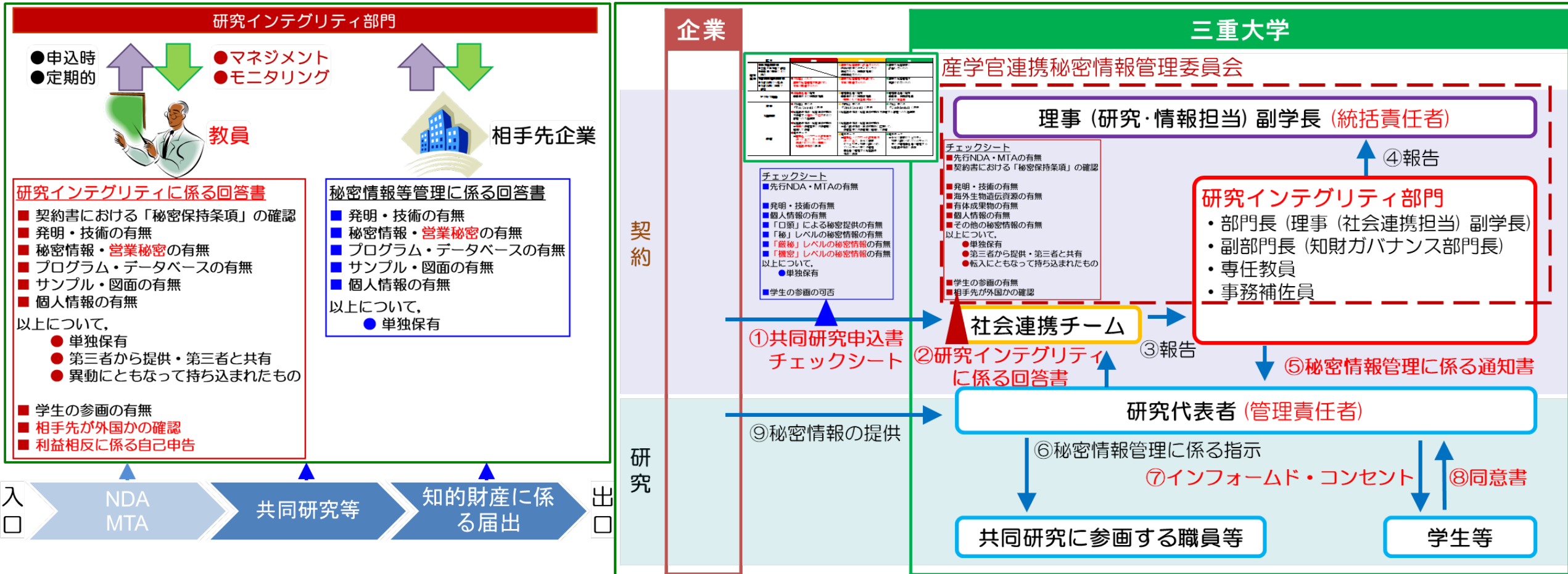
- 「具体的な相手とのやり取り」が生じる場面。

(代表例) 共同研究，兼業，(知財) 技術移転 ⇒ 次頁以降，これらについて説明します。

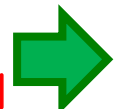
「共同研究」などにおけるマネジメント(1)

◆ 2015 (平成27) 年度 文部科学省「産学官連携リスクマネジメントモデル事業 (技術流出防止マネジメント)」を基盤として開始。都度改正。

■ どのような「リスク要因 (秘密情報を含む。)」が入ってくるのか(?) / 出ていくのか(?) をまずは把握。



教員 (研究代表者) からの
「研究インテグリティに係る回答書」



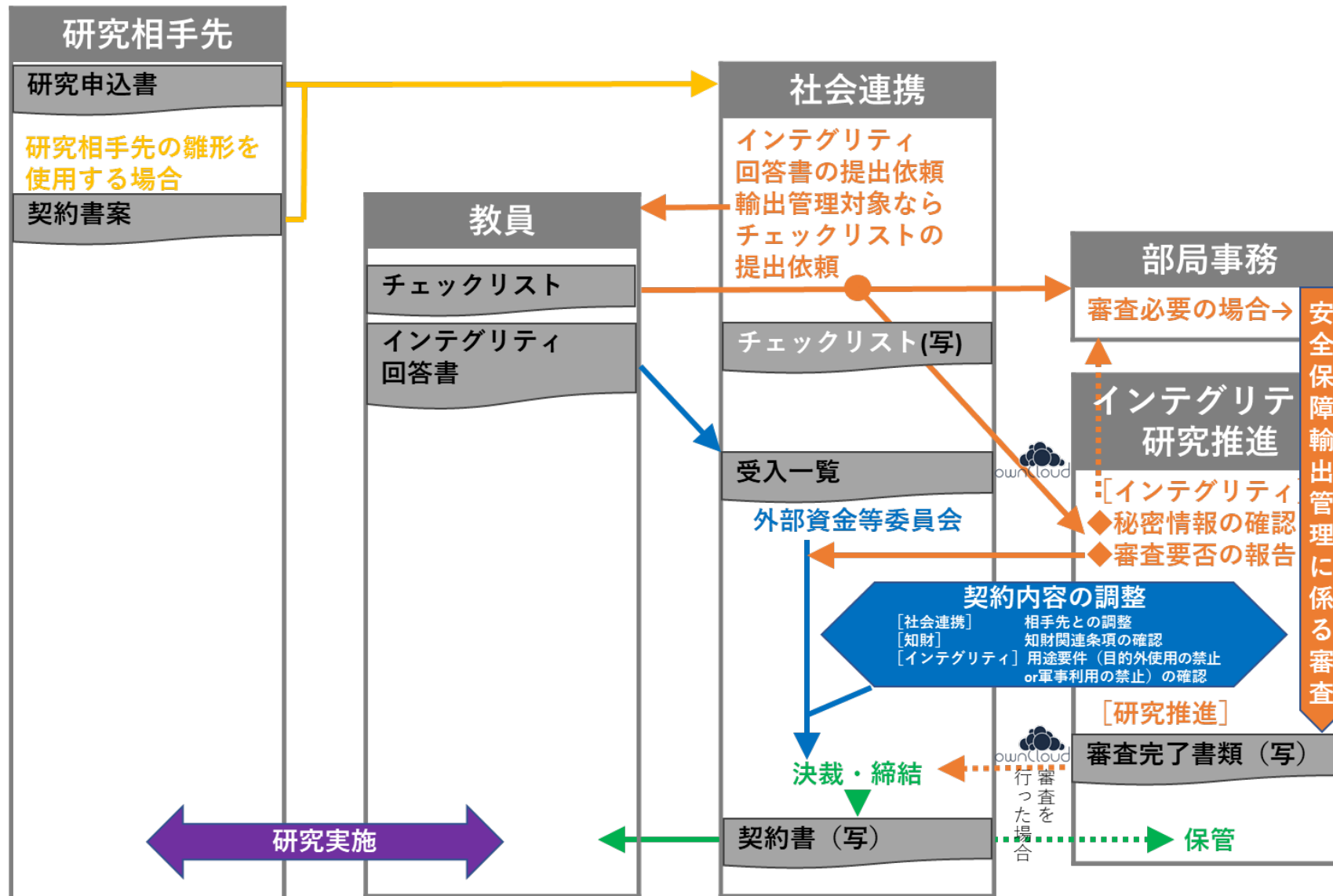
企業等からの「共同研究申込書」

共同研究申込書			
国立大学法人三重大学共同研究規程に基づき、下記のとおり共同研究を申し込みます。			
記			
研究題目			
研究期間	令和 年 月 日	から	令和 年 月 日 まで
研究の目的及び内容			
申込者の主な事業内容	①業種		
	②資本金	約	万円
	③従業員数	約	人
文部科学省等からの要請による研究インテグリティ・研究セキュリティの確保のため、申込者に関する右の質問への回答をお願いします。	代表者が外国人ですか？		
	役員の3分の1以上が外国人ですか？		
	議決権の3分の1以上を外国人・外国政府等・外国法人等が占めていますか？		
研究担当者	所属・職名	氏名	
申込者側研究代表者	所属		
	職名		
三重大学側研究代表者	所属		
	職名		
直接経費 ※1			0 円
うち、担当教員の人件費相当額 ※2			円

該当する方を選択してください。 A 今回の契約は「新規契約」である、又は 今回の契約は「変更契約」であるが前回の契約時から下記の回答内容に変更がある (若しくは前回の契約時の回答内容が不明) B 今回の契約は「変更契約」であり、前回の契約時に回答した内容から変更はない	A⇒すべての質問に回答してください B⇒秘密情報管理用回答は終了です
質問1 本研究及び本研究の成果を実施する際に、「これまで(研究開始以前)に三重大での教育研究活動を通じて創出又は取得した」下記のものを使用しますか?それぞれについて回答してください。 *一つもなければ「無」を選択して次に進んでください。 特許(申請中のものも含む) <input type="radio"/> ○=下欄に必要事項を記入してください 出願番号・公開番号・登録番号のいずれか <input type="radio"/> ○=下欄に必要事項を記入してください (無効の) 秘密情報又は営業秘密 <input type="radio"/> ○=下欄に必要事項を記入してください 秘密情報又は営業秘密の概要 <input type="radio"/> ○=下欄に必要事項を記入してください 右体成果物 → 海外通信許諾は除く <input type="radio"/> ○=下欄に必要事項を記入してください 右体成果物の概要 <input type="radio"/> ○=下欄に必要事項を記入してください 海外通信許諾 <input type="radio"/> ○=下欄に必要事項を記入してください 取得済 海外通信許諾の概要 <input type="radio"/> ○=下欄に必要事項を記入してください 個人情報 <input type="radio"/> ○=下欄に必要事項を記入してください *個人情報保護法第2条第6項に定義される「匿名加工情報」は除く <input type="radio"/> ○=下欄に必要事項を記入してください 使用することに対する情報提供者の同意 <input type="radio"/> ○=下欄に必要事項を記入してください	
質問2 本研究及び本研究の成果を実施する際に、「第三者(研究参画機関以外の者)から受領・購入した又は第三者と共有する」下記のものを使用しますか?それぞれについて回答してください。 *一つもなければ「無」を選択して次に進んでください。 特許(申請中のものも含む) <input type="radio"/> ○=下欄に必要事項を記入してください 出願番号・公開番号・登録番号のいずれか <input type="radio"/> ○=下欄に必要事項を記入してください (無効の) 秘密情報又は営業秘密 <input type="radio"/> ○=下欄に必要事項を記入してください 秘密情報又は営業秘密の概要 <input type="radio"/> ○=下欄に必要事項を記入してください 右体成果物 → 海外通信許諾は除く <input type="radio"/> ○=下欄に必要事項を記入してください 右体成果物の概要 <input type="radio"/> ○=下欄に必要事項を記入してください 海外通信許諾 <input type="radio"/> ○=下欄に必要事項を記入してください 取得済 海外通信許諾の概要 <input type="radio"/> ○=下欄に必要事項を記入してください 個人情報 <input type="radio"/> ○=下欄に必要事項を記入してください *個人情報保護法第2条第6項に定義される「匿名加工情報」は除く <input type="radio"/> ○=下欄に必要事項を記入してください 使用することに対する当該第三者の同意 <input type="radio"/> ○=下欄に必要事項を記入してください	
質問3 本研究及び本研究の成果を実施する際に、「他機関からの転入に伴って持ち込んだ」下記のものを使用しますか?それぞれについて回答してください。 *一つもない場合、他機関からの転入経験がない場合は「無」を選択して次に進んでください。 特許(申請中のものも含む) <input type="radio"/> ○=下欄に必要事項を記入してください 出願番号・公開番号・登録番号のいずれか <input type="radio"/> ○=下欄に必要事項を記入してください (無効の) 秘密情報又は営業秘密 <input type="radio"/> ○=下欄に必要事項を記入してください 秘密情報又は営業秘密の概要 <input type="radio"/> ○=下欄に必要事項を記入してください 右体成果物 → 海外通信許諾は除く <input type="radio"/> ○=下欄に必要事項を記入してください 右体成果物の概要 <input type="radio"/> ○=下欄に必要事項を記入してください 海外通信許諾 <input type="radio"/> ○=下欄に必要事項を記入してください 取得済 海外通信許諾の概要 <input type="radio"/> ○=下欄に必要事項を記入してください 個人情報 <input type="radio"/> ○=下欄に必要事項を記入してください *個人情報保護法第2条第6項に定義される「匿名加工情報」は除く <input type="radio"/> ○=下欄に必要事項を記入してください 使用することに対する当該機関の同意 <input type="radio"/> ○=下欄に必要事項を記入してください	
質問4 本学の学生(学位研究として従事する者に限る)又は本学で勤務しているが本学と雇用関係のない研究員等(相手先から受け入れる共同研究員等を除く)を参画させますか?下記でその人数(研究補助程度の者は除く)を回答してください。 *なければ「無」を選択して次に進んでください。 人数 <input type="text"/> *なお、新規に参画させる「学生」の人数 <input type="text"/> 新規に参画させる学生全員の「共同研究等への学生参画にあたっての検定書」 ※社会連携チームに学内係で提出してください	
質問5 研究参画機関の中に、外国の法人・機関はありますか?下記でその割合を回答してください。 *なければ「無」を選択して回答を終了してください。 割合 <input type="text"/> 外国の法人・機関がある場合、「チェックリスト(国際共同研究)」 ※社会連携チームに学内係で提出してください	

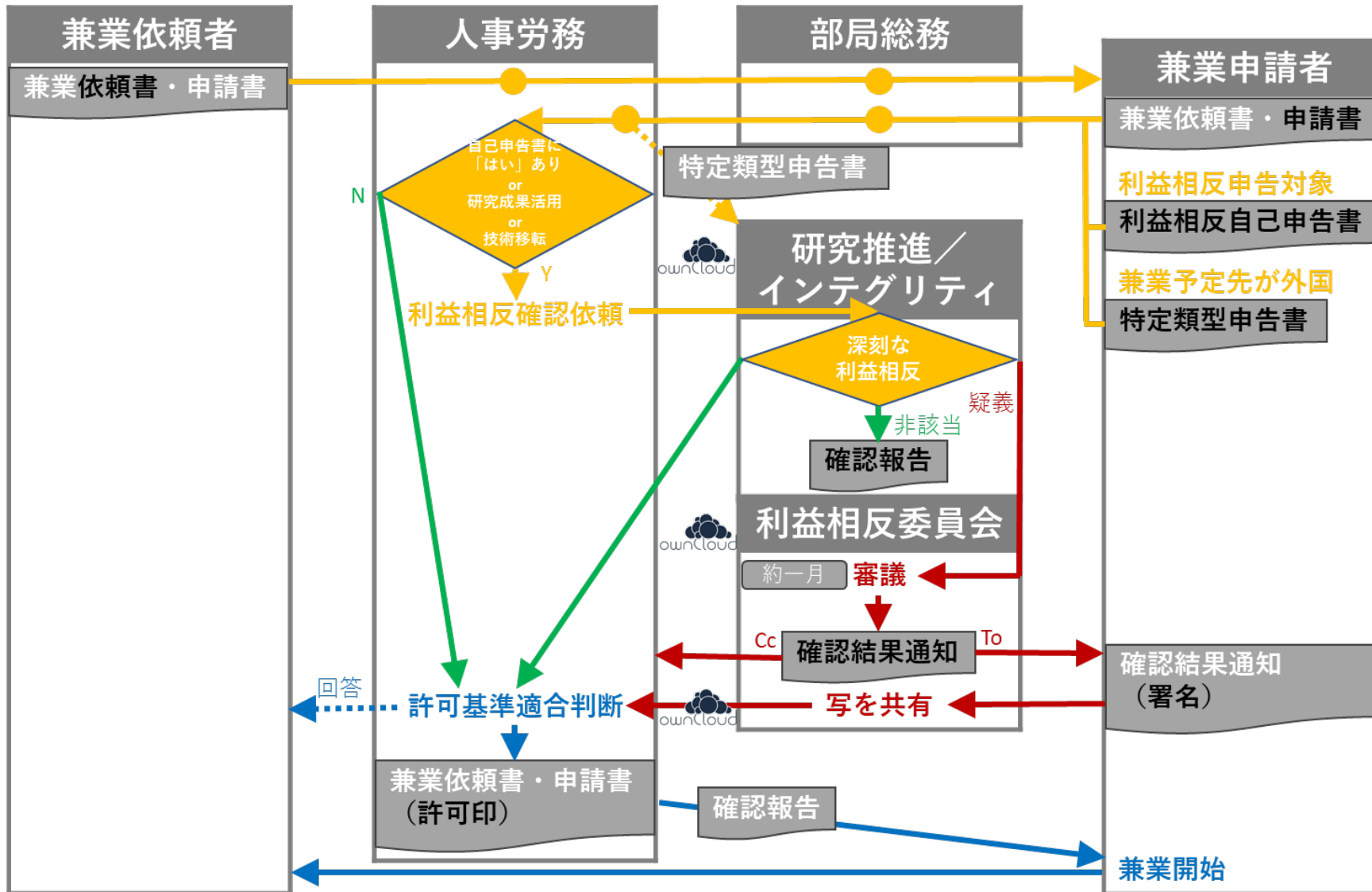
「共同研究」などにおけるマネジメント(2)

◆「安全保障輸出管理」を含めた確認／手順のフロー



「兼業申請時」におけるマネジメント

◆ 「特定類型該当性」に係る確認／判断も含めて



様式5 (第9条関係)

文 書 番 号
令和 年 月 日

兼業依頼書・兼業許可申請書

国立大学法人三重大学長 殿

(団体名) _____
(代表者) _____

下記のとおり、貴学職員に兼業を依頼したいので、御同意くださるようお願いいたします。

法人等の種類	<input type="checkbox"/> 国内の機関・企業等 (<input type="checkbox"/> 公共的機関 <input type="checkbox"/> 企業等) <input type="checkbox"/> 外国政府等又は外国法人等 <small>※区分については、https://www.crc.mie-u.ac.jp/rm/coi/public.htmlを参照してください。</small>
兼業依頼職員	所属 () 職名 () 氏名 ()
従事内容等	<input type="checkbox"/> 非常勤講師 <input type="checkbox"/> 非常勤医師等 (医行為を行うもの) <input type="checkbox"/> その他 <small>※いずれかにチェックの上、以下に具体的内容 (非常勤講師の場合は講義名等) を記載してください。 具体的従事内容 ()</small>
宿日直業務	<small>※従事内容等が当直 (宿直・日直) 業務の場合のみ記入</small> 労働基準監督署の許可を得た宿日直業務に該当: <input type="checkbox"/> する・ <input type="checkbox"/> しない
従事期間	期間: <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 兼 業 許 可 日
従事回数・時間数	期間中・年・月・週 _____回, _____時間 / 1回 _____: _____ ~ _____: _____, (_____曜日) <input type="checkbox"/> その他 _____
報 酬	<input type="checkbox"/> 有 (年収・月収・1回・1時間・その他 () _____円、 従事期間における総額 (見込) _____円) <input type="checkbox"/> 無 (旅費等実費のみの場合も含む。)
従事場所	
担当者連絡先等	住所 〒 _____ 担当部署・担当者氏名 _____ 電話番号 _____ e-mail _____
回答文書等の要否	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要 (<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> e-mail <input type="checkbox"/> 文書 (<input type="checkbox"/> 指定様式有)) <small>※承認の場合は、原則回答しておりません。なお、文書での回答が必要な場合は、宛名を記載した返信用封筒を同封してください。</small>
備 考	

(以下は大学使用欄ですので不要です。)

許 可 申 請 書 (申請者が記入)

上記依頼にかかる兼業許可を申請します。

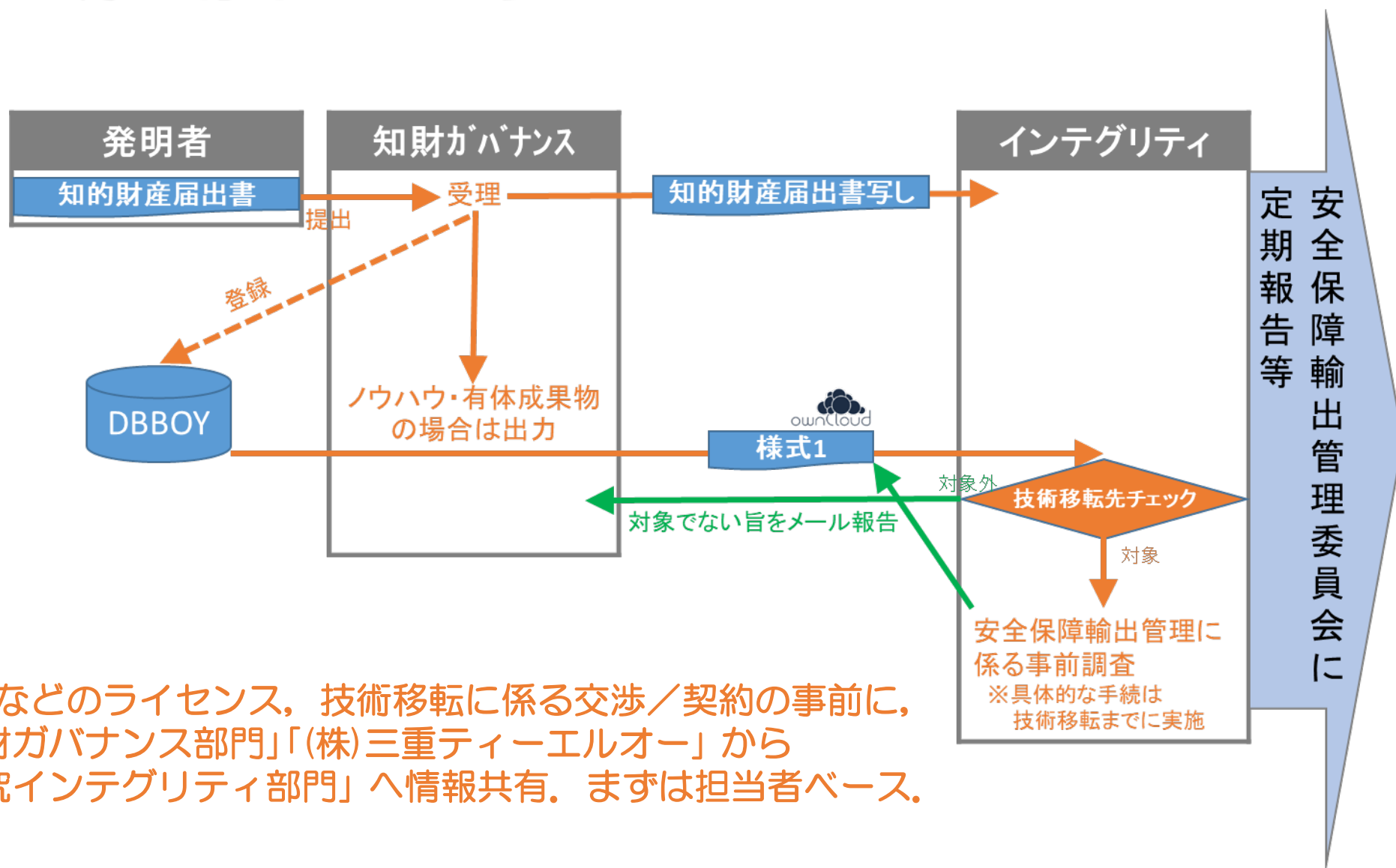
令和 年 月 日 氏 名 _____

※「法人等の種類」が「企業等」かつ「従事内容等」が「その他」の場合は、「利益相反等自己申告書(兼業申請用)」を提出すること。
 ※「法人等の種類」が「外国政府等又は外国法人等」の場合は、「利益相反等自己申告書(兼業申請用)」及び「特定類型該当性に関する申告書」を提出すること。
 ※上記申告書様式は<https://www.crc.mie-u.ac.jp/rm/sideline.html>からダウンロードしてください。
 上記の件については、差し支えありません。なお、本務と兼業の区分けを明確にして実施してください。

令和 年 月 日 国立大学法人三重大学長

「知財」「技術移転」におけるマネジメント

◆ 構築中（「属人的」なところが多い）



※ 特許などのライセンス，技術移転に係る交渉／契約の事前に，「知財ガバナンス部門」「(株)三重ティーエルオー」から「研究インテグリティ部門」へ情報共有。まずは担当者ベース。

ご清聴ありがとうございました

研究インテグリティ
部門

産学官連携における
秘密情報管理

安全保障
輸出管理

ABS対応
(海外遺伝資源)

利益相反
マネジメント



研究インテグリティ部門

<http://www.crc.mie-u.ac.jp/rm>

研究インテグリティ部門について

[概要](#)

[相談窓口](#)

その他

[マニュアル・様式・規程類](#)

[研究インテグリティ用語集](#)

[中小規模大学・地域圏大学産学官連携リスクマネジメント会議](#)

産学官連携を実施する先生に知っていただきたいこと
(NDA・MTA・共同研究・受託研究・寄附金・兼業ガイド)

トピックス

- 改組により組織名が変更になりました。(2024.4.1)
- [令和4年度研究に関するコンプライアンス研修会](#)で、安全保障輸出管理について講演しました。(2023.1.30)
- [第5期ナショナルバイオリソースプロジェクト\(NBRP\)](#)に採択され、分担機関として参画しています。(2022.4.1~2027.3.31)
- 改組により組織名が変更になりました。(2022.4.1)
- 【経済産業省】[安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス\(大学・研究機関用\)](#)を改訂 (2022.2.4)
- [令和3年度研究に関するコンプライアンス研修会](#)で、安全保障輸出管理について講演しました。(2021.12.20)
- [ABS対応の手続きに関する学内向けリーフレット](#)を作成しました。(2021.9.7)

★ 各種様式なども公開していますが、あくまで、三重大学において用いているものです。